

島根原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

平成30年9月
中国電力株式会社

修 正 履 歴

修正回	修 正 日	修 正 内 容
一	平成 12 年 6 月 16 日	制定
1	平成 13 年 8 月 28 日 (平成 13 年 10 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編に伴う修正及び連絡先の整理 ・ICRP 勧告法改正に伴う修正 ・その他 <p>(組織改正に伴う補正)</p>
2	平成 14 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体との協定改定に伴う修正 ・防災基本計画修正に伴う修正 ・組織改正に伴う修正（松江市、当社） ・その他
3	平成 15 年 8 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関等の変更に伴う修正（日本郵政公社への移行） ・組織改正に伴う修正（中国経済産業局、島根町） ・その他
4	平成 16 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う修正（中国経済産業局、当社） ・「防災基本計画」の修正及び「原子炉施設等の防災対策について」の改定に伴う修正 ・その他
5	平成 17 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市・八束郡合併に伴う修正 ・産業保安監督部発足に伴う修正 ・組織改正に伴う修正（当社） ・その他
6	平成 18 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地方行政機関の追加に伴う修正 ・その他
7	平成 19 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関の変更に伴う修正（防衛省へ移行） ・その他
8	平成 20 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地方行政機関の変更に伴う修正 ・組織改正に伴う修正（当社） ・その他
9	平成 21 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画修正に伴う反映 ・その他
10	平成 22 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・3号機燃料搬入に伴う修正 ・S P D S 運用変更に伴う修正

修正回	修 正 日	修 正 内 容
1 1	平成23年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関他の変更に伴う修正 ・組織改正に伴う修正（島根県、松江市及び当社） ・出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結に伴う修正 ・鳥取県への情報連絡運用の変更に伴う修正 ・通報、報告様式等の修正 ・その他
1 2	平成24年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・鳥取県、米子市及び境港市との「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・安来市及び雲南市への情報連絡の開始に伴う修正 ・組織改正に伴う修正（国及び当社） ・発電所敷地内の集合場所追加による修正
1 3	平成25年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法及び関連政省令の改正並びに当社防災体制の見直しに伴う修正
1 4	平成25年12月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法及び関連政省令の改正並びに原子力災害対策指針（平成25年9月5日）の緊急事態区分を判断する基準の導入に伴う修正 ・本社緊急時対策組織の見直し ・その他
1 5	平成26年 4月 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・通報、連絡基準の詳細設定による見直し ・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う修正 ・原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正 ・その他
1 6	平成27年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・本社緊急時対策組織の見直し ・原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正 ・通報・連絡経路の修正 ・その他
1 7	平成28年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う修正 ・その他

修正回	修 正 日	修 正 内 容
1 8	平成29年10月30日	<ul style="list-style-type: none">・原子力災害対策指針及び関連省令等の改正に伴う修正・通報、報告様式等の修正・その他
1 9	平成30年 9月28日	<ul style="list-style-type: none">・原子力規制委員会告示第3号に伴う修正・通報、報告様式等の修正・その他

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 緊急時体制の区分	6
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等	8
第2節 原子力防災組織の運営	9
1. 通報・連絡体制	9
2. 緊急時体制の発令及び解除	10
3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止	11
4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散	11
5. 原子力災害対策活動	11
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	12
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等	12
2. 原子力防災資機材の整備	13
3. 原子力防災関連資機材の整備	13
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	13
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	13
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	14
3. 発電所及び本社等に備え付ける資料	14
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	14
1. 緊急時対策所	14
2. 原子力災害対策室	15
3. 原子力事業所災害対策支援拠点	15
4. 集合場所及び避難場所	15
5. 応急処置施設	15
6. 気象観測設備	15
7. 緊急時サイレン及び緊急放送装置	16
第6節 防災教育の実施	16
第7節 防災訓練の実施	16

1. 社内における訓練	1 6
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	1 7
第8節 関係機関との連携	1 7
1. 国との連携	1 7
2. 地方公共団体との連携	1 7
3. 地元防災関係機関等との連携	1 8
4. 原子力緊急事態支援組織の整備	1 8
第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動	1 8
 第3章 緊急事態応急対策等の実施	1 9
第1節 通報又は連絡	1 9
1. 通報又は連絡の実施	1 9
2. 緊急時体制発令時の対応	2 0
3. 情報の収集と提供	2 0
4. 統合原子力防災ネットワーク用通信連絡設備の起動	2 1
5. 社外関係機関との連絡方法	2 1
6. 通話制限	2 1
7. 原子力緊急事態支援組織への協力要請	2 1
第2節 応急措置の実施	2 1
1. 応急措置の実施報告	2 1
2. 避難	2 2
3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置	2 2
4. 原子力災害医療	2 2
5. 消火活動	2 3
6. 汚染拡大の防止	2 3
7. 線量評価	2 3
8. 広報活動	2 4
9. 応急復旧	2 4
10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	2 4
11. 資機材の調達及び輸送	2 4
12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	2 5
13. 原子力防災要員等の派遣	2 5
14. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等	2 5
15. 被災者の相談窓口の設置	2 5
第3節 緊急事態応急対策	2 5
1. 緊急時特別非常体制の発令	2 5
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告	2 6
3. 応急措置の継続実施	2 6
4. 事業所外運搬事故における対策	2 6

5. 原子力防災要員等の派遣等	2 6
第4章 原子力災害事後対策の実施	2 8
第1節 発電所の対策	2 8
1. 復旧対策	2 8
2. 緊急時対策要員の健康管理等	2 8
3. 緊急時体制の解除	2 8
4. 原因究明と再発防止対策の実施	2 8
第2節 原子力防災要員等の派遣等	2 8
1. 広報活動に関する事項	2 9
2. 環境放射線モニタリング, 汚染検査及び汚染除去に関する事項	2 9
第5章 その他	3 0
第1節 他の原子力事業者への協力	3 0

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第7条第1項の規定及び原子力災害対策指針（以下「指針」という。）等に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策その他原子力災害の発生・拡大を防止するため及び原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において以下に掲げる用語の定義は、原災法及び指針に基づき、それぞれ当該各号に定める。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。

3. 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。

4. 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある事態をいう。

5. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

6. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

7. 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があったときから同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

8. 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

9. 原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

10. 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。（内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省）

11. 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。（沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局）

12. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づいて発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

13. 本社原子力防災組織

本社に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

14. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づいて原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。（原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除く島根原子力発電所員、島根原子力本部員等及び原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の作業員）

1 5. 緊急時対策要員

原子力災害対策活動を行う要員をいい、発電所においては原子力防災要員を含む。

1 6. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づいて発電所で選任され、原子力防災組織を統括する管理者をいう。

1 7. 緊急時対策所

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の1号に規定する、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

1 8. 原子力災害対策室

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

1 9. 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

2 0. 緊急時原子力発電所情報伝送システム（以下、「SPDS」という。）

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

2 1. 統合原子力防災ネットワーク

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の6号に規定する、総理大臣官邸、原子力規制庁、及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）とを接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。

2 2. 原子力緊急事態支援組織

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、電気事業法等に基づき、設

計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関する事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては保安規定に記載しており、この計画では除外している。従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、以下の各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定の事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、原子力災害事後対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災組織及び本社原子力防災組織の要員は、平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは以下のとおり修正する。また、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に報告する。

なお、変更内容が軽易である場合（組織の名称及び役職名の変更、法令改正に伴う法令等の名称及び条番号の変更等）については、軽易でない内容の変更が生じたときがあわせて修正することができるものとする。

1. 社長は、軽易な変更を行った場合は、当該変更に係る箇所について内閣府、原子力規制庁、原子力防災専門官、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に連絡しなければならない。

2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、島根県、松江市及び

鳥取県の地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。また、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

3. 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに島根県知事、松江市長及び鳥取県知事にこの計画の修正案を提出して行う。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

4. 社長は、この計画を修正した場合、速やかに別紙1に定める届出書により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害等の状況に応じて緊急時体制を区分する。

表 緊急時体制の区分

緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等
緊急時警戒体制 (警戒事態)	原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、あるいは原子力防災管理者が別表1に示す指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準（以下、「警戒事態の基準」という。）に該当する事象の発生を確認したときから、別表1に示す原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（以下、「原災法第10条第1項等の基準」という。）に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要がなくなったときまでの間	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定、指針等
緊急時非常体制 (施設敷地緊急事態)	別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等）を行ったときから、別表1に示す原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（以下、「原災法第15条第1項等の基準」という。）に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間	原災法、指針

緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等
緊急時特別非常体制 (全面緊急事態)	別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において又は10分間以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	原災法、指針

(注1) 緊急時体制の区分欄の()内は、指針で規定される名称。

(注2) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。

2. 原子力防災組織

(1) 発電所

- a. 原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表5に定める業務を行う原子力防災要員を置く。
- d. 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員等を配置し、その業務を行う。
- e. 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に別紙2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- f. 原子力防災管理者は、原子力防災要員等の内、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。
 - (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 本社

- a. 社長は、本社に本社原子力防災組織を設置する。
- b. 本社原子力防災組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。
- c. 社長は、本社原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。
- d. 社長は、緊急時特別非常体制を発令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンターの関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。
- e. 社長は、本社及び発電所の原子力防災組織を統括し、必要な場合は他の社内機関も動員して原子力災害対策活動を実施する。(別図3参照)

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等

(1) 原子力防災管理者の職務

- a. 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。
- b. 原子力防災管理者は、別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図4-1, 4-2, 4-3, 4-4に定める箇所へ通報又は連絡する。
- c. 原子力防災管理者は、別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等が発生した場合、直ちに原子力防災要員に、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図5-1, 5-2, 5-3, 5-4に定める箇所へ報告する。
- d. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生した場合、直ちに別図5-3, 5-4に定める箇所へ報告する。
- e. 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、隨時、保守点検する。
- f. 原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

- a. 副原子力防災管理者は、副所長、部長、技術系特別管理職及び技術系上級管理職から選任する。
- b. 副原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在（出張等により、その職務を遂行できない場合）のときは別表6の順位により、その職務を代行する。

(3) 選任・解任届

社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報・連絡体制

(1) 地方公共団体との協定等に基づく通報・連絡体制

原子力防災管理者は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等で定められた異常時における連絡について、関係する地方公共団体（島根県、松江市、出雲市、安来市及び雲南市並びに鳥取県、米子市及び境港市）に連絡するため、別図4-1に定める連絡体制を整備しておく。

(2) 警戒事態の基準に基づく連絡体制

原子力防災管理者が別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事等に連絡するために、別図4-2に定める連絡体制を整備しておく。

(3) 原災法第10条第1項等の基準に基づく通報・連絡体制

原子力防災管理者が別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事等に通報するために、別図4-3に定める通報・連絡体制を整備しておく。

なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するために、別図4-4に定める通報・連絡体制を取る。

(4) 原災法第10条第1項等の基準に基づく通報又は連絡後の報告・連絡体制

a. 社外関係機関への報告・連絡体制

原子力防災管理者は、地方公共団体との協定等に基づく異常時における連絡並びに別表1に示す警戒事態の基準又は原災法第10条第1項等の基準に基づく通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について、別図5-1, 5-2及び5-3に定める連絡体制を整備しておく。

なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別図5-4に定める連絡体制を取る。

b. 社内の連絡体制

連絡経路は別図3に定めるとおりとする。

2. 緊急時体制の発令及び解除

(1) 緊急時体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又は別表1に示す基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長（原子力管理）（以下「部長（原子力管理）」という。）に報告する。

b. 本社

部長（原子力管理）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、電源事業本部長及びコンプライアンス推進部門長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。

(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置

a. 発電所

(a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部（以下「本部」という。）を緊急時対策所に設置する。

(b) 本部は、原子力防災組織で構成する。

(c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。

b. 本社

(a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を原子力災害対策室に設置する。

(b) 総本部は、本社原子力防災組織で構成する。

(c) 社長は、緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）として、その職務を遂行する。

(3) 緊急時体制の解除

a. 発電所

本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。

(a) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

(b) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

本部長は、発電所の緊急時体制を解除した場合は、総本部長又は部長（原子力

管理) に報告する。

b. 本社

総本部長は、上記 a. (a) 又は (b) の場合、本社における緊急時体制を解除することができる。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

(1) 総本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、事故復旧作業に従事する要員の放射線管理及び復旧資機材の受入れ等の支援を行う。

(2) 総本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散

(1) 緊急時対策要員の非常招集

a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に緊急放送装置、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常招集する。また、本部の各統括及び班長は招集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。

b. 本社

部長（原子力管理）は、本社における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送、緊急時連絡網等を使用して本社の緊急時対策要員を非常招集する。また、総本部の各班長は招集した班員を把握する。なお、部長（原子力管理）は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。

(2) 緊急時対策要員の解散

総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、発電所及び本社の要員を解散する。

5. 原子力災害対策活動

(1) 発電所

a. 緊急時体制が発令された場合は、発電所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、本部のもとで行う。

b. 緊急時体制が発令された場合、別図 1 の組織で原子力防災管理者は本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとる。

c. 緊急時対策要員は、本部長、統括及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

(2) 本社

- a. 緊急時体制が発令された場合は、別図2の組織で本社の原子力災害対策活動に関する一切の業務を、総本部のもとで行う。
- b. 総本部の要員は、総本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等

原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）は、別図8に定めるとおり6式とし、モニタリングポストについて以下の設置、検査等を実施する。

- (1) 原子力防災管理者は、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを毎年1回以上定期的にその校正を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポスト等を監視するなどの代替手段を講ずる。
- (5) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙4に定める届出書により届け出る。
- (6) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の規定に基づく検査を受けるため、上記（5）の届出書と以下の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. モニタリングポストを設置した原子力事業者の名称及び所在地
 - c. 検査を受けようとするモニタリングポストの数及びその概要
- (7) 原子力防災管理者は、モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、その記録に基づいた放射線量を公表する。また、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について

て報告を求められたときは報告する。

(8) 社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストの状況について報告を求められたときは報告する。

2. 原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項の規定に基づく原子力防災資機材を別表7のとおり確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

(2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

(3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。

3. 原子力防災関連資機材の整備

(1) 原子力防災管理者は、別表8に示す原子力防災資機材以外に必要な資機材（以下「原子力防災関連資機材」という。）のうち、以下のものを確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。重大事故等に対処するための資機材については、別図11のとおり配置する。

- ・非常用通信機器の資機材（発電所）
- ・計測器等の資機材
- ・医療活動に必要な資機材
- ・緊急時対応に必要な資機材

(2) 部長（原子力管理）は、別表8に示す原子力防災関連資機材のうち、以下のものを確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

- ・非常用通信機器の資機材（本社）
- ・原子力事業所災害対策支援に必要な資機材

(3) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等について訓練等の結果により適宜見直しを行う。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

社長は、原子力災害が発生した場合に必要となる資料のうち、別表9に定める原災法第12条第4項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときも

同様とする。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

部長（原子力管理）は、別表9に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁に提出する。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 発電所及び本社等に備え付ける資料

（1）発電所

原子力防災管理者は、別表9に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。

（2）本社

部長（原子力管理）は、別表9に定める資料を本社に備え付ける。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。

（3）原子力事業所災害対策支援拠点

部長（原子力管理）は、別表9に定める資料を発電所敷地外の保管場所に備え付ける。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

（1）原子力防災管理者は、発電所に別図9及び別表10に示す緊急時対策所を、常に使用可能な状態に整備する。

なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別表10に示す代替緊急時対策所を代替場所として整備する。

（2）原子力防災管理者は、緊急時対策所及びS P D Sについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。

（3）原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びS P D Sへ供給できるよう整備・点検する。

（4）原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ）
- b. テレビ会議システム

c. S P D S

2. 原子力災害対策室

- (1) 部長（原子力管理）は、別表10に示す原子力災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室及びS P D Sについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力災害対策室及びS P D Sに供給できるように整備・点検する。
- (4) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、部長（原子力管理）は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ）
- b. テレビ会議システム
- c. S P D S

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表10に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震、津波等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

4. 集合場所及び避難場所

原子力防災管理者は、別図10に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定若しくは変更したときは、関係者に周知する。

5. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図9に示す健康管理センターを応急処置施設として整備する。

6. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図9に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速や

かに修理し、機能回復に努める。

7. 緊急時サイレン及び緊急放送装置

原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び緊急放送装置を整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び緊急放送装置に不具合が認められた場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

- ・原子力防災組織及び活動に関する知識
- ・発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- ・放射線防護に関する知識
- ・放射線及び放射性物質の測定方法並びに測定機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、以下の項目について訓練を実施するとともに、複数の項目を適宜組み合わせて行う総合的な訓練についても実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

- a. 通報・連絡訓練
- b. 原子力災害医療訓練
- c. 緊急時モニタリング訓練
- d. 避難誘導訓練
- e. 復旧訓練
- f. アクシデントマネジメント訓練
- g. 電源機能等喪失時対応訓練
- h. 原子力緊急事態支援組織対応訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1) に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、年間の訓練実施計画の策定時には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定める。

(3) 社長は、原子力規制委員会に訓練の実施結果を別紙 6 により報告し、その要旨を公表するとともに、原子力規制委員会による訓練の評価結果に応じ、適切に対応する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

発電所及び本社の緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与等必要な活動の訓練に参加する。

第 8 節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき関係機関と連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するために、平常時から以下のように連携を図る。

1. 国との連携

(1) 原子力防災管理者は、国の機関（原子力規制委員会、文部科学省、その他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

(2) 社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。

(3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。

(4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

(1) 原子力防災管理者は、地方公共団体（島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

- (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催されるときは、必要な場合はこれに参加して密接な連携を保つ。
- (3) 社長は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、地元防災関係機関等（松江市消防本部、島根県警察本部、松江警察署、境海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表1-1に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。
 - a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
 - b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管
 - c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所
- (2) 部長（原子力管理）は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急時対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置の操作等に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より発電所周辺の方々を対象に、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容についての理解活動を行う。

- ・ 放射性物質及び放射線の特性
- ・ 原子力発電所の概要
- ・ 原子力災害とその特殊性
- ・ 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報又は連絡

1. 通報又は連絡の実施

(1) 通報又は連絡の実施

- a. 原子力防災管理者は、敷地境界放射線上昇事象（原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合）が発生した場合、別紙7に定める通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。また、別図4-1に示す、通報先以外の連絡先にも同様に連絡を行う。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。
- b. 原子力防災管理者は、別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、別紙8-1に定める連絡様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-2に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。
- c. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別紙9-1に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-3に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。

なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別紙9-2に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等、別図4-4に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確

認する。

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ島根県と合同で報道機関へ発表する。

d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記c.、b.、a.の順に優先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。

(2) 中性子線の測定

原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算する。

2. 緊急時体制発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。

なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。

(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2.(1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、別表12に定めるSPDSデータが国へ伝送されていることを確認する。

(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社に緊急時体制を発令する。

(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常招集する。

(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ緊急時対策本部、緊急時対策総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

(1) 本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。

- a. 事故の発生時刻及び場所
- b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況

- d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 事故収束の見通し
- h. その他必要と認める事項

(2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を別紙8-2、別紙10-1又は別紙10-2に記載して別図5-1、5-2、5-3又は5-4に定める連絡箇所にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段にて送信し、記録として保存する。

4. 統合原子力防災ネットワーク用通信連絡設備の起動

原子力防災管理者は、別表1に示す基準に該当する事象が発生した場合、緊急時対策所、原子力災害対策室において統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムを起動する。

5. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（本部が設置されている場合は本部長）は、別図5-3、5-4の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

6. 通話制限

総本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

7. 原子力緊急事態支援組織への協力要請

部長（原子力管理）は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った場合、その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、状況に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施報告

本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙10-1に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。

ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、別紙10-2に定め

る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。

2. 避難

(1) 避難誘導

本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。

なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。

(2) 移送

本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。

また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置

本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。

また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。

なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表13に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

4. 原子力災害医療

(1) 救助活動

本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に

速やかに救出する。

(2) 医療活動

本部長は、負傷者等を別図9に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。

また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。

(5) 緊急時対策要員の健康管理等

本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。

また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。

5. 消火活動

本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

6. 汚染拡大の防止

本部長は、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送装置等により発電所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 線量評価

本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 広報活動

本部長は、緊急時体制を発令した後、状況に応じて島根、鳥取県政記者会においてプレス発表を行う。なお、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市、鳥取県等と合同でプレス発表を行う。

9. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備及び点検

本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表14の業務を含めて以下に関する応急復旧計画を策定し、本部長は、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。

a. 施設や設備の整備及び点検

b. 故障した設備等の応急の復旧

c. その他応急の復旧対策に必要な事項

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。

(1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。

(2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。

(3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。

(4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。

(5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

(6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

11. 資機材の調達及び輸送

本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機

材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。

1 2. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

総本部長及び本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 3. 原子力防災要員等の派遣

本部長は、原子力防災専門官その他の国際機関から、オフサイトセンターの設営準備に入る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備助勢のため、原子力防災要員等を派遣する。

1 4. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等

本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画及び鳥取県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。

1 5. 被災者の相談窓口の設置

総本部長及び本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 緊急時特別非常体制の発令

- (1) 本部長は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に至った場合、直ちに別紙9-1に所定の事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知

事、松江市長、鳥取県知事等、別図5－3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。

ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、別紙9－2に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5－4に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。

- (2) 本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに緊急時特別非常体制を発令する。
- (3) 本部長は、別図3に定める連絡経路に基づき、総本部長その他必要な箇所に緊急時特別非常体制を発令した旨を連絡する。
- (4) 総本部長は、発電所の緊急時特別非常体制発令の報告を受けた場合、本社に緊急時特別非常体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告

本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と電話等を用いて連絡を密にとる。本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要に応じて意見を進言する。

また、本部長は、原子力災害合同対策協議会から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

総本部長及び本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣等

- (1) オフサイトセンター等への派遣

本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、

鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表15に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (e) 原子力災害合同対策協議会への参加

b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (a) 環境放射線モニタリング
- (b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

部長（原子力管理）は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な措置を講じる。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

部長（原子力管理）は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておいた拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。

a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- (a) 発電所への物資、要員の派遣
- (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への派遣要員を選定し、派遣する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の応援を要請する。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必要があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施体制及び復旧に関する工程

2. 緊急時対策要員の健康管理等

本部長は、第3章第2節4.「原子力災害医療」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。

3. 緊急時体制の解除

総本部長及び本部長は、第2章第2節2. (3)「緊急時体制の解除」に基づき緊急時体制を解除した場合は、その旨を別図5-3に定める連絡経路により報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、別表16に定める原子力

防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

部長（原子力管理）は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

なお、派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示により、必要な業務を行う。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力管理）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、以下の事項について別表17に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。

- ・環境放射線モニタリング
- ・身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- ・住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ・放射性物質による汚染が確認されたものの除染

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。

島根原子力発電所

原子力事業者防災業務計画別冊

別冊目次

別図 1 原子力防災組織
別図 2 本社原子力防災組織
別図 3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路
別図 4-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路（原子炉施設）
別図 4-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設）
別図 4-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（原子炉施設）
別図 4-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬）
別図 5-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路（原子炉施設）
別図 5-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路（原子炉施設）
別図 5-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（原子炉施設）
別図 5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（事業所外運搬）
別図 6 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（発電所）
別図 7 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（本社）
別図 8 発電所敷地周辺の放射線測定設備
別図 9 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等
別図 10 発電所敷地内の集合場所と避難場所
別図 11 重大事故等に対処するための資機材配置

別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準
別表 2 各障壁の喪失の判断基準
別表 3 1次冷却材漏えいを検知するエリアと温度基準値
別表 4 安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧
別表 5 原子力防災要員の職務と配置
別表 6 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位
別表 7 原子力防災資機材
別表 8 原子力防災関連資機材
別表 9 原子力災害対策活動で使用する資料
別表 10 原子力災害対策活動で使用する施設
別表 11 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織
別表 12 S P D S 伝送データ項目
別表 13 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準
別表 14 原子力防災組織業務の一部を委託するもの
別表 15 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与

別表1 6 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

別表1 7 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

別紙1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

別紙2 原子力防災要員現況届出書

別紙3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

別紙4 放射線測定設備現況届出書

別紙5 原子力防災資機材現況届出書

別紙6 防災訓練実施結果報告書

別紙7 敷地境界放射線上昇事象発生通報

別紙8-1 警戒事態該当事象発生連絡

別紙8-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

別紙9-1 特定事象発生通報（原子炉施設）

別紙9-2 特定事象発生通報（事業所外運搬）

別紙10-1 応急措置の概要（原子炉施設）

別紙10-2 応急措置の概要（事業所外運搬）

参考 原災法及び原子力災害対策指針に基づくE A L基準の整理表

別図1 原子力防災組織

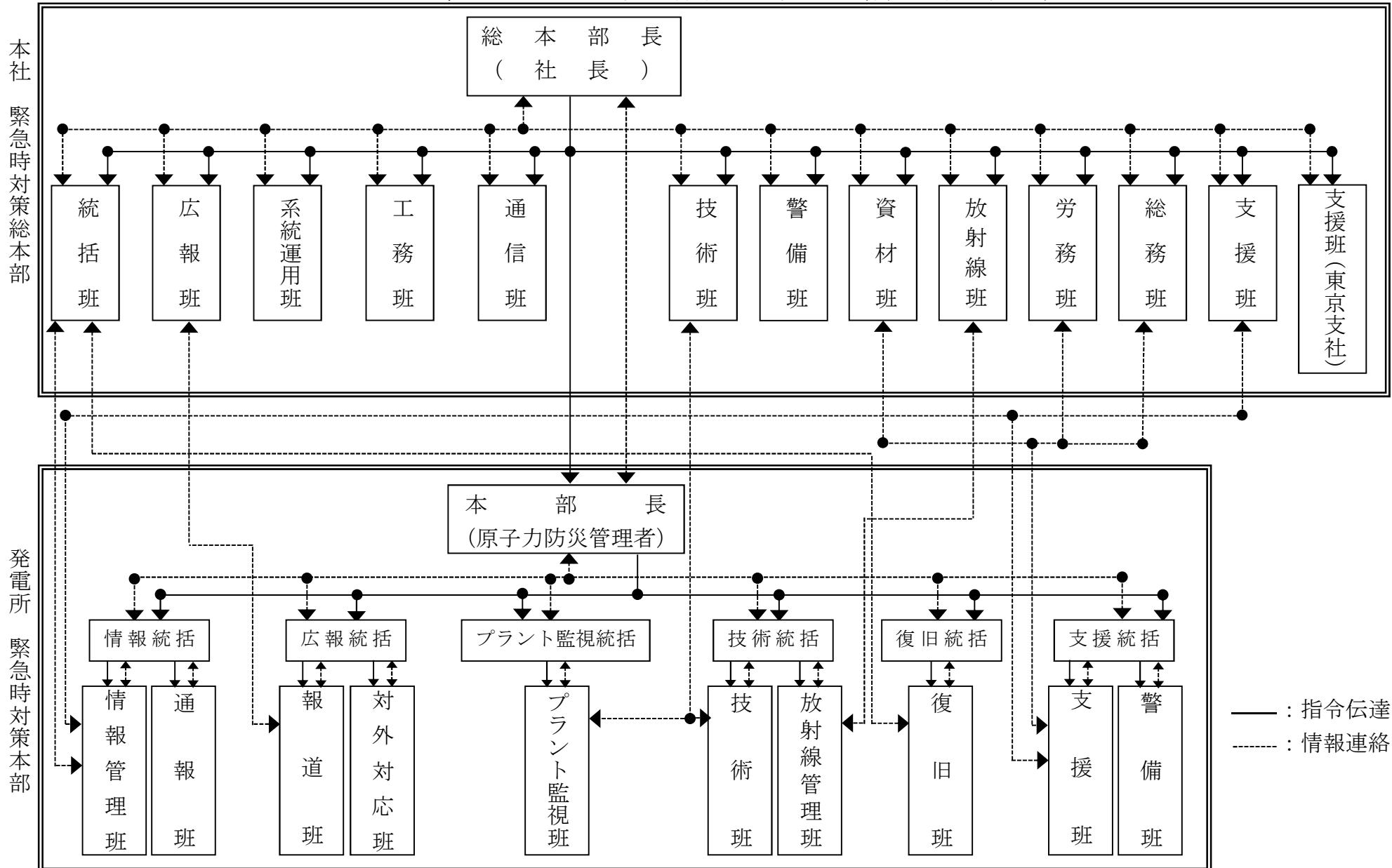


別図2 本社原子力防災組織

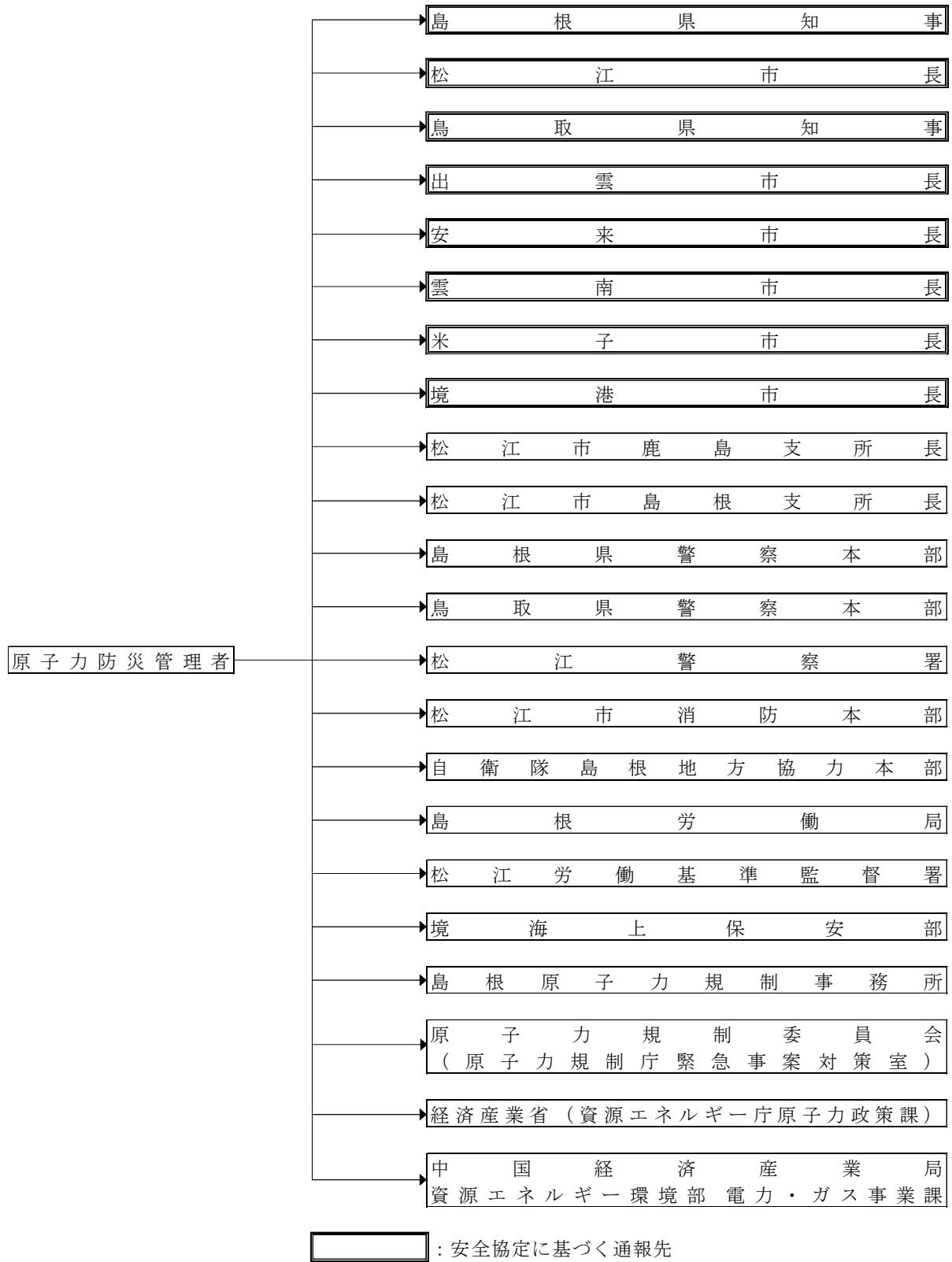


() 内は緊急時対策要員のうち
初期対応に必要な要員数を示す。

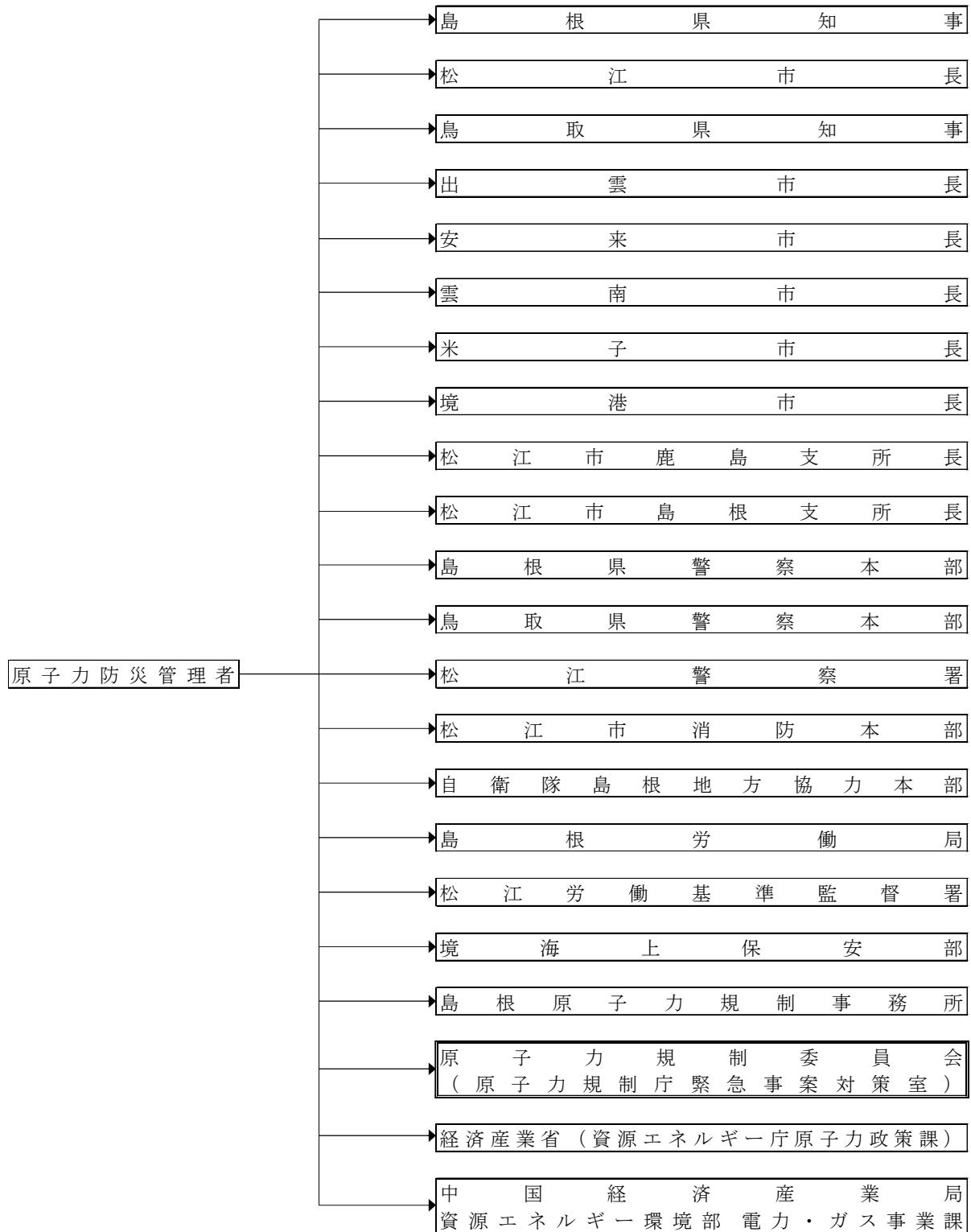
別図3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路



別図4-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路
(原子炉施設)

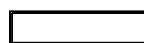
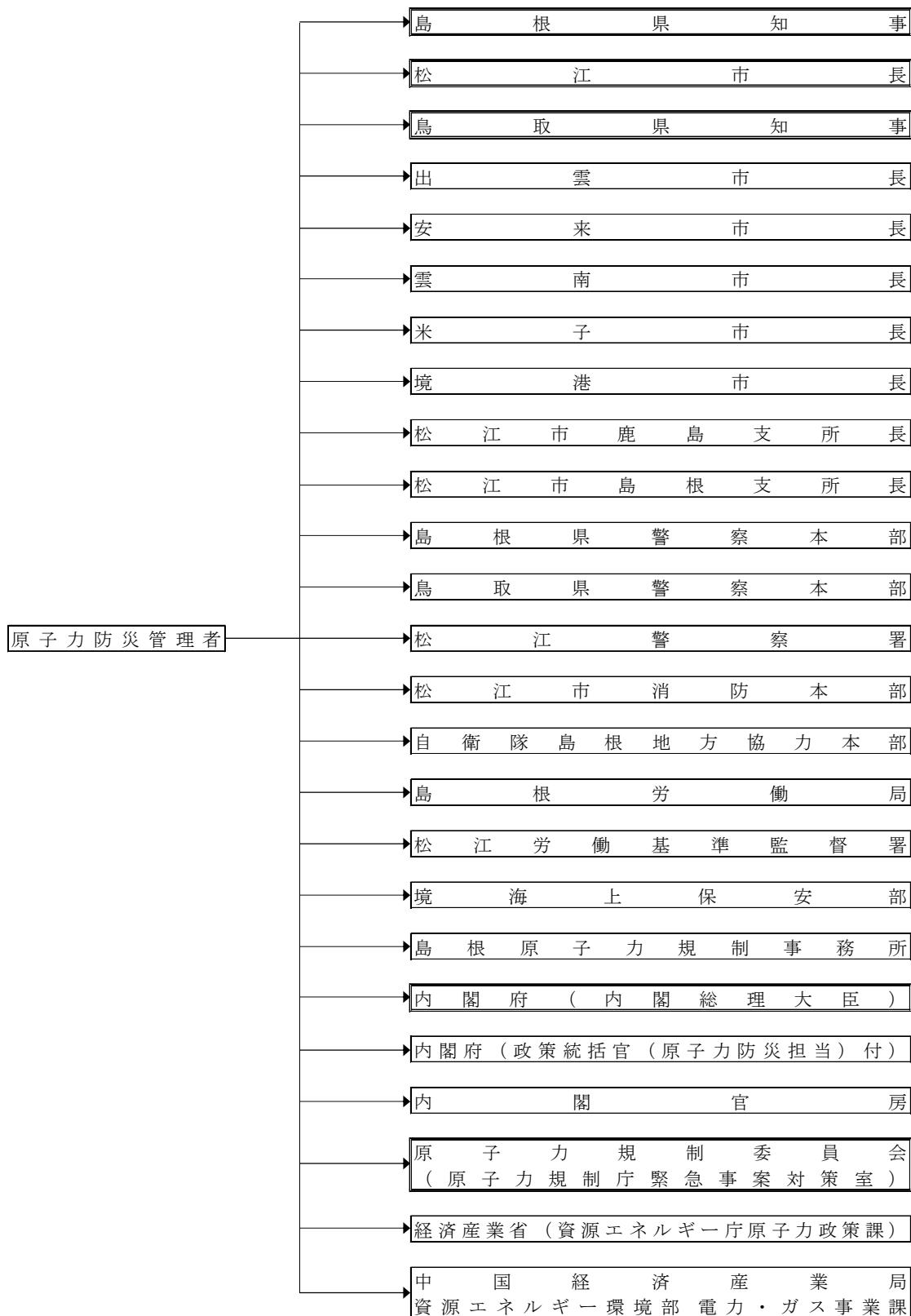


別図4-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設）



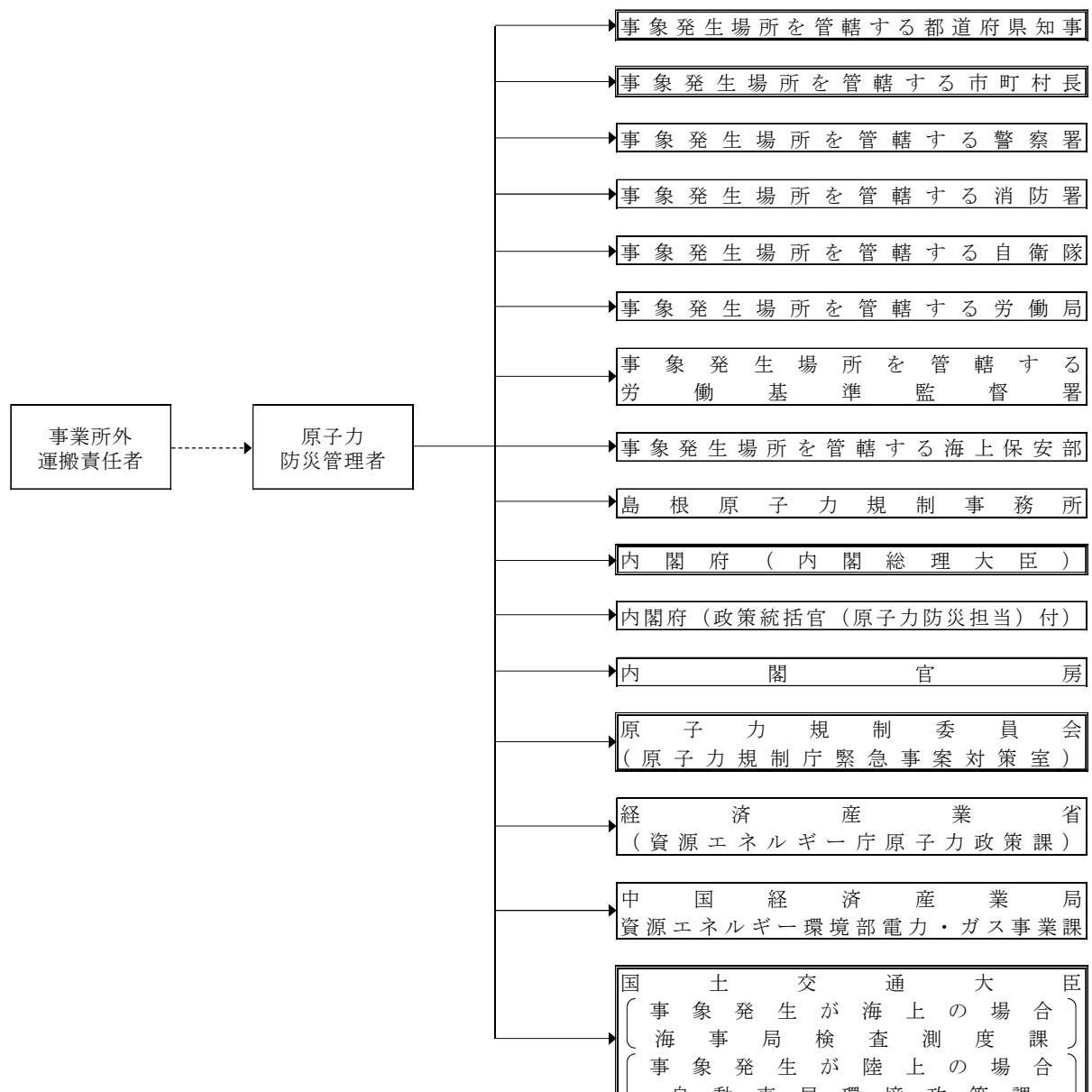
□ : 原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく連絡先

別図4-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（原子炉施設）



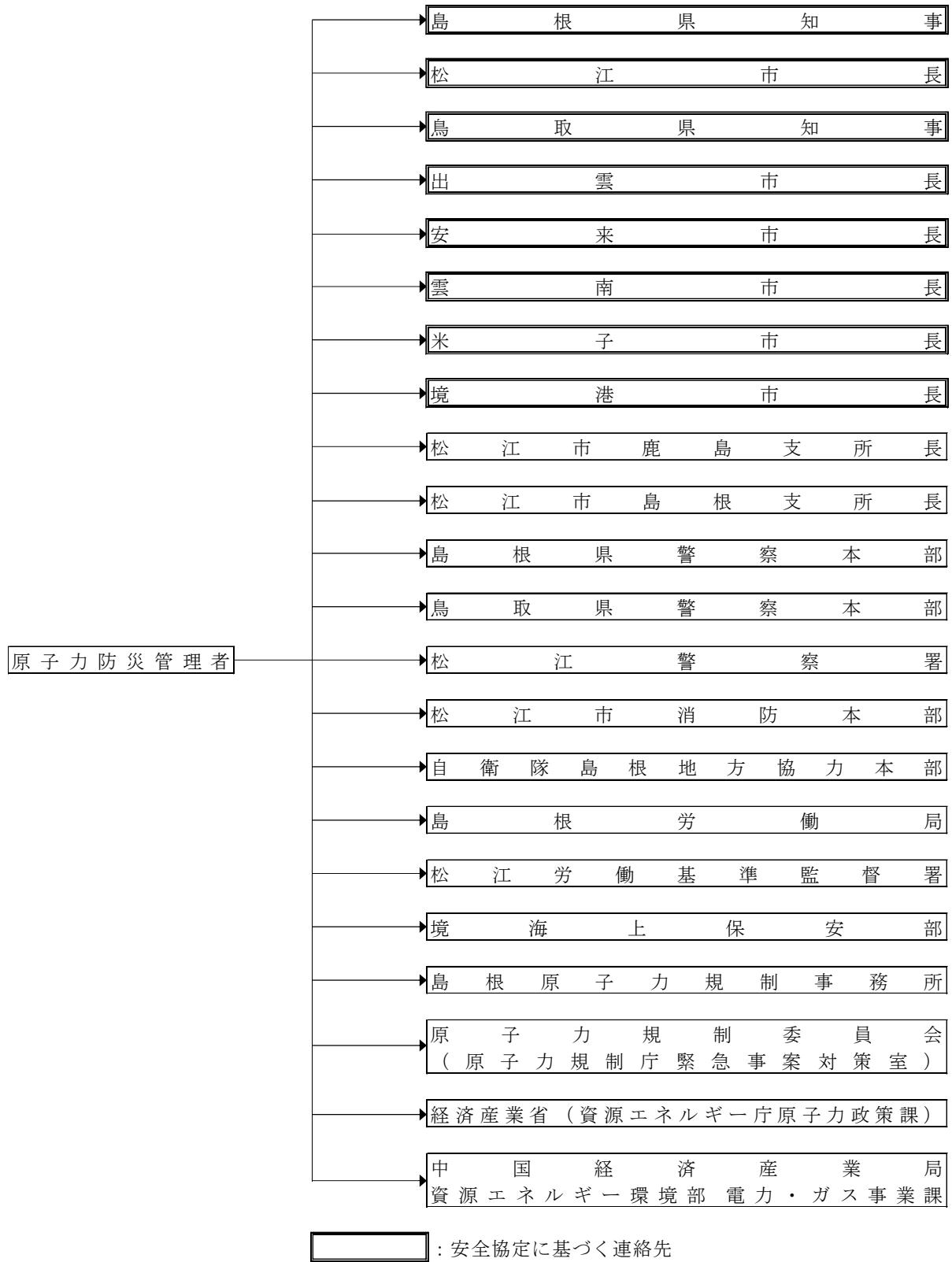
:原災法第10条第1項の規定に基づく通報先

別図4-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路
(事業所外運搬)

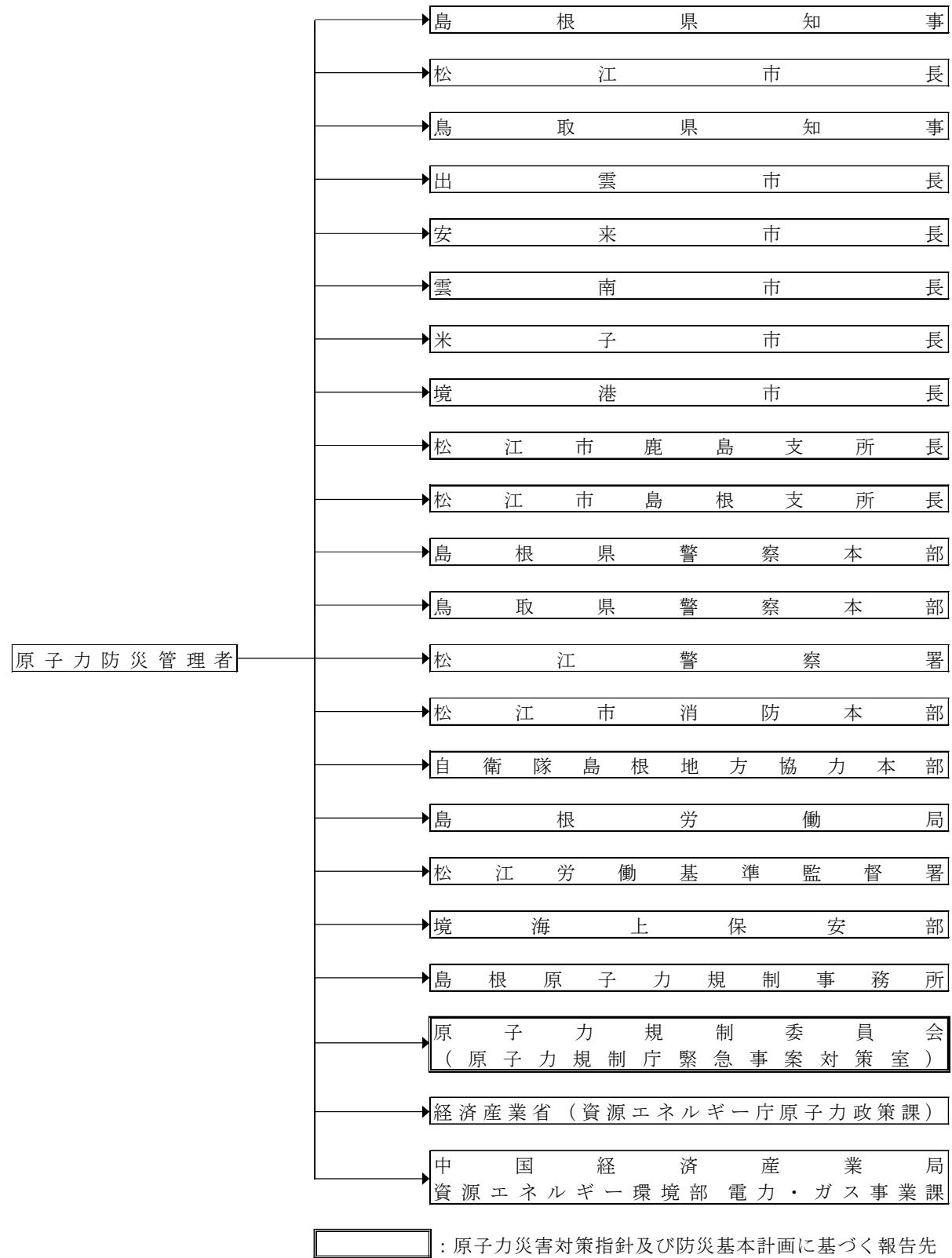


□ : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先

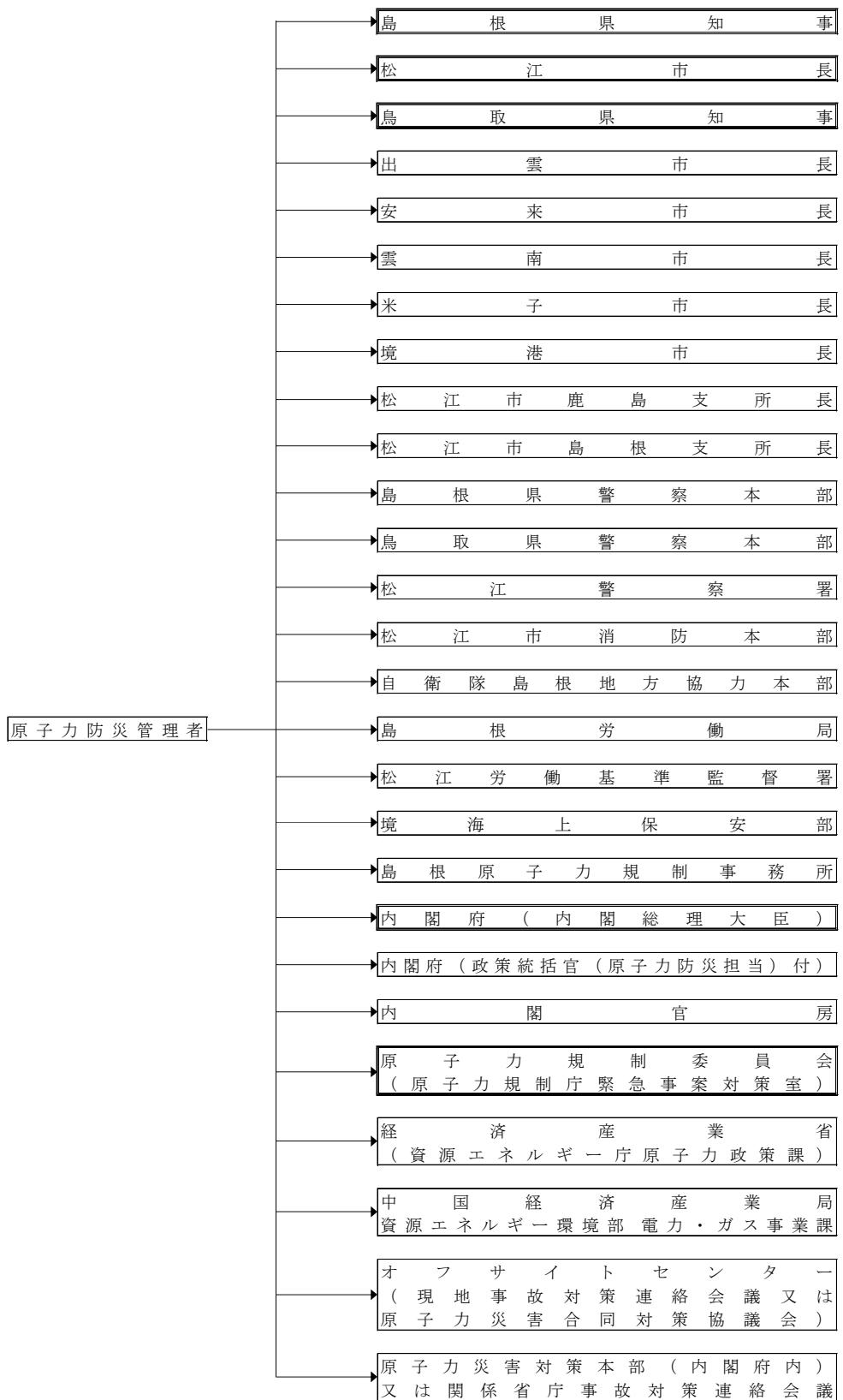
別図 5-1 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡
経路（原子炉施設）



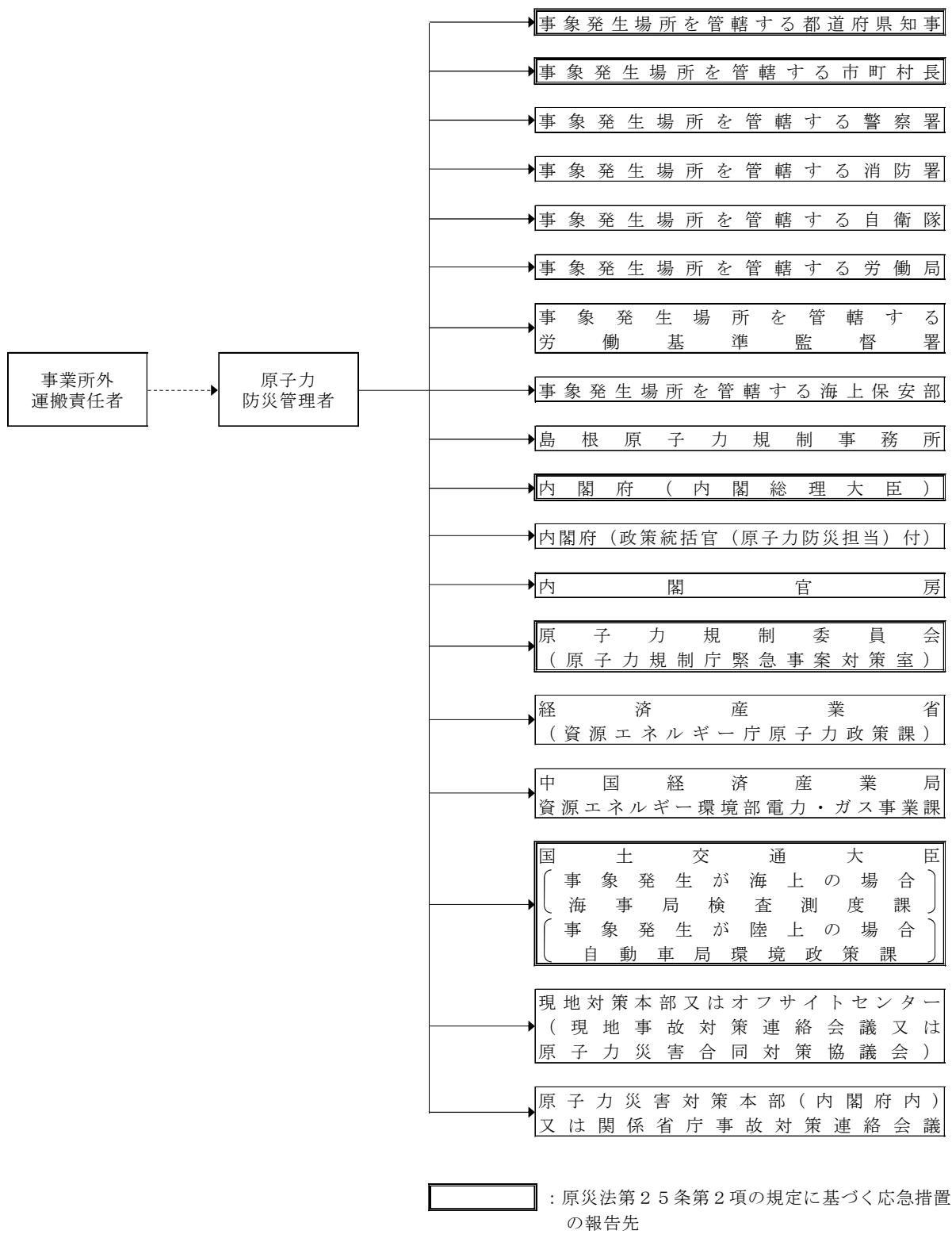
別図5-2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路
(原子炉施設)



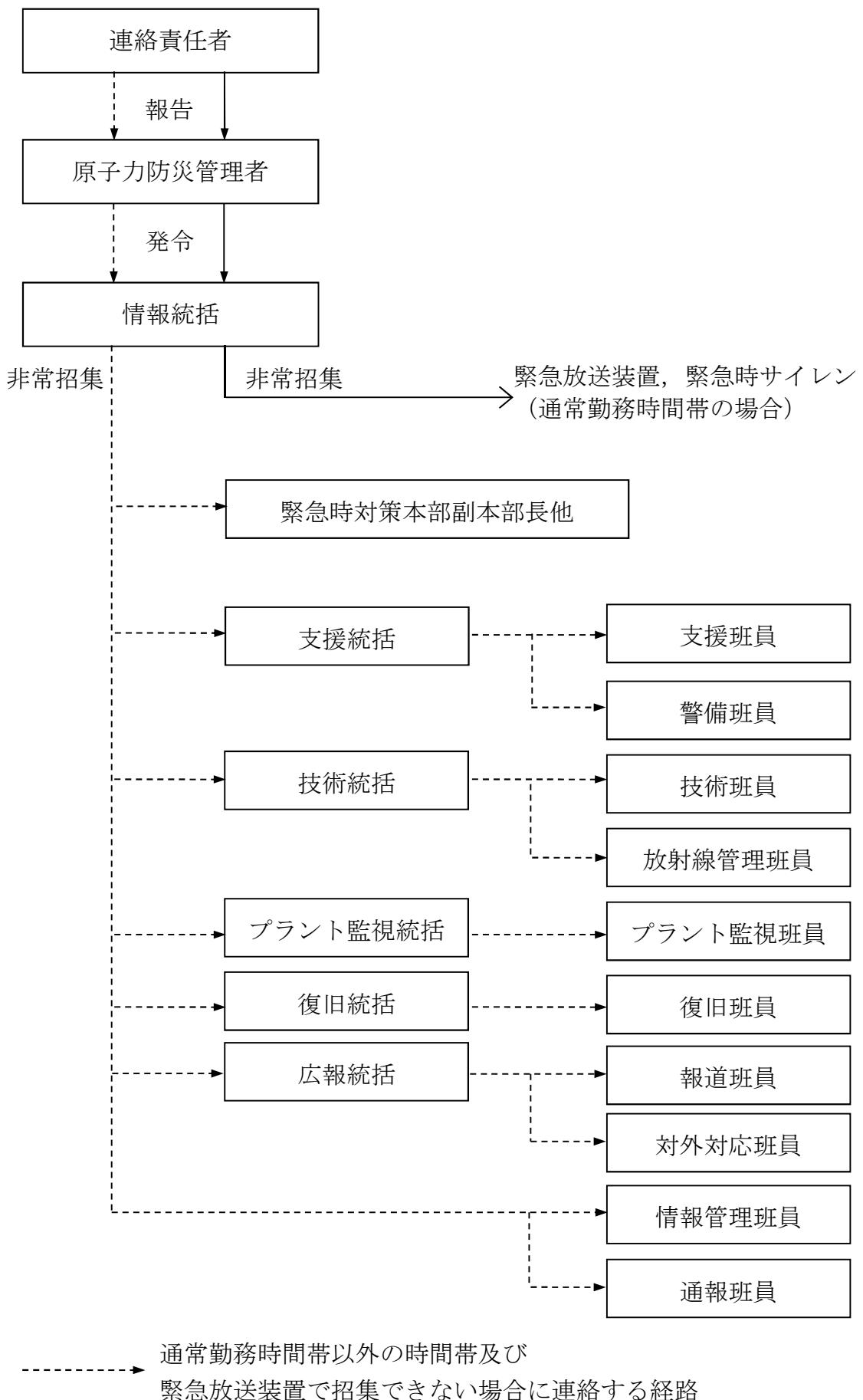
別図5-3 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路
(原子炉施設)



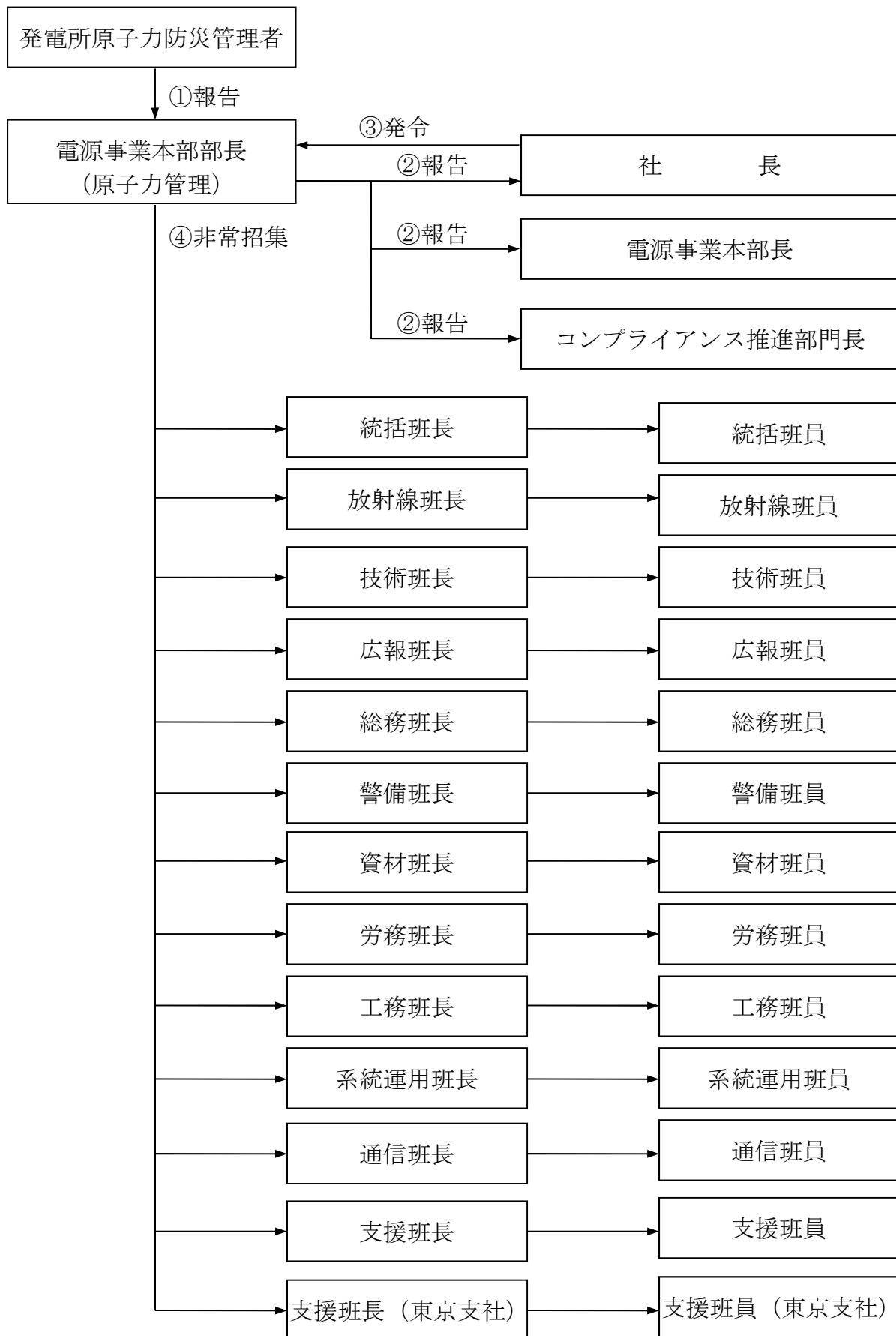
別図5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路
(事業所外運搬)



別図6 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（発電所）

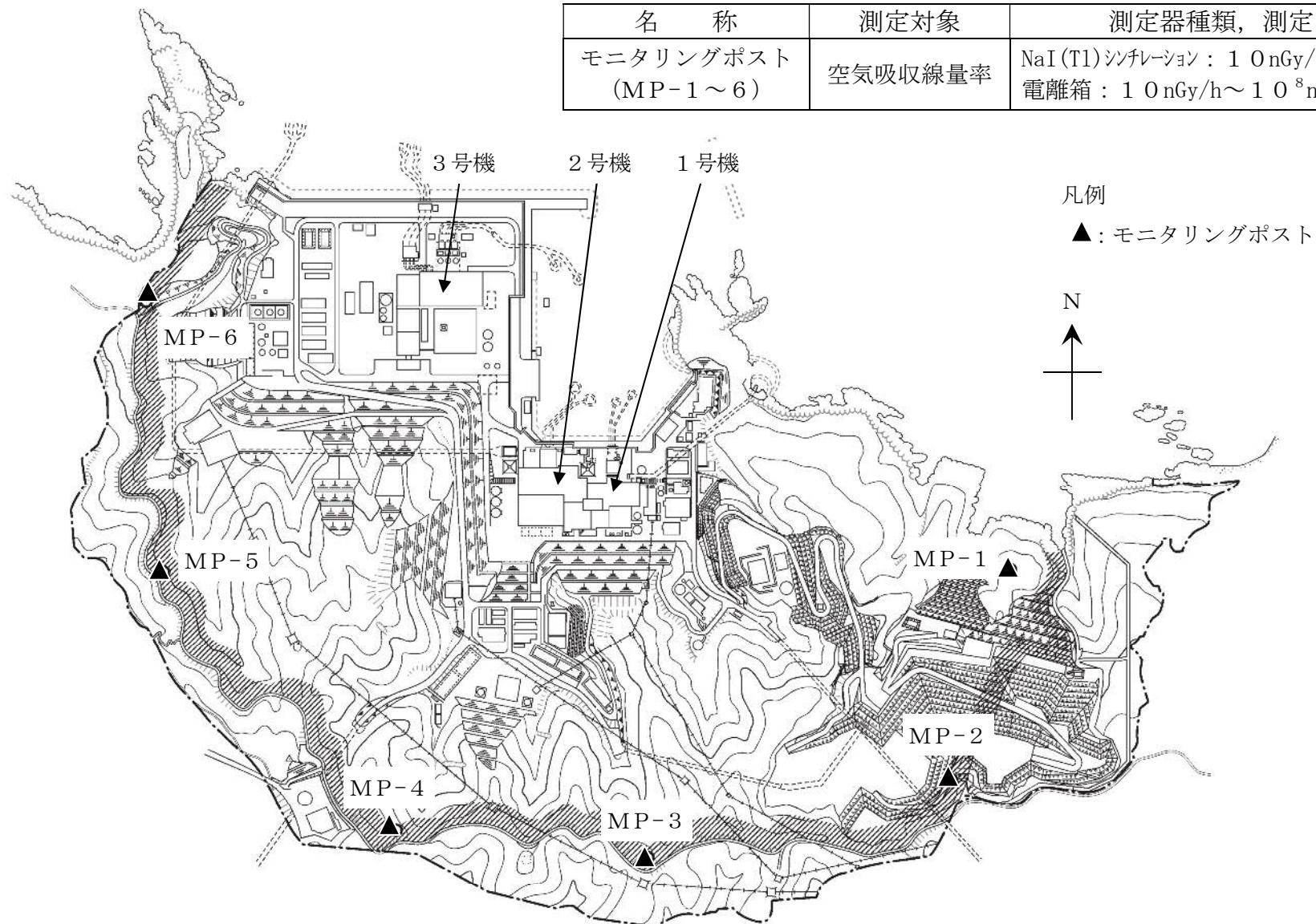


別図7 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（本社）

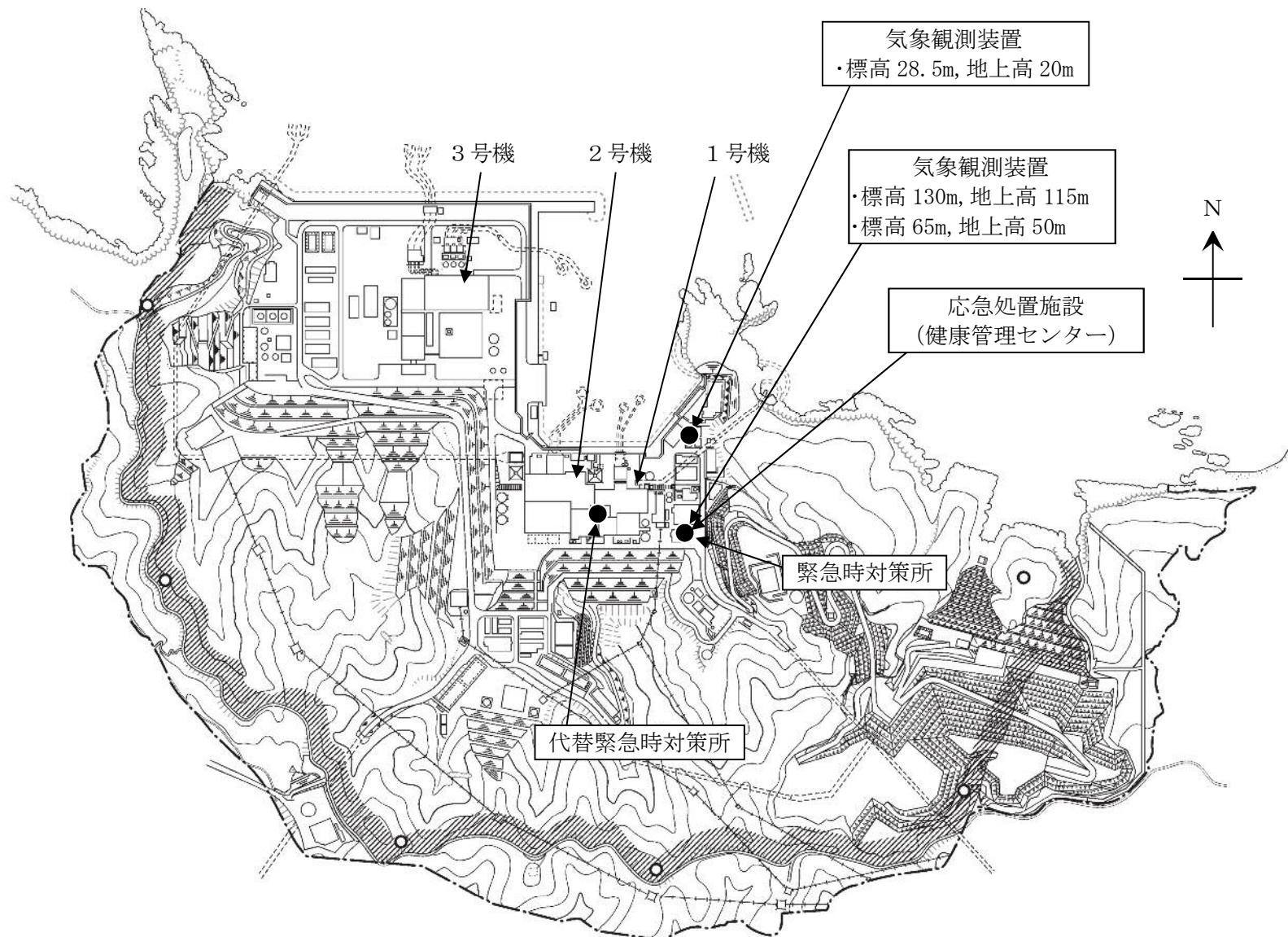


別図8 発電所敷地周辺の放射線測定設備

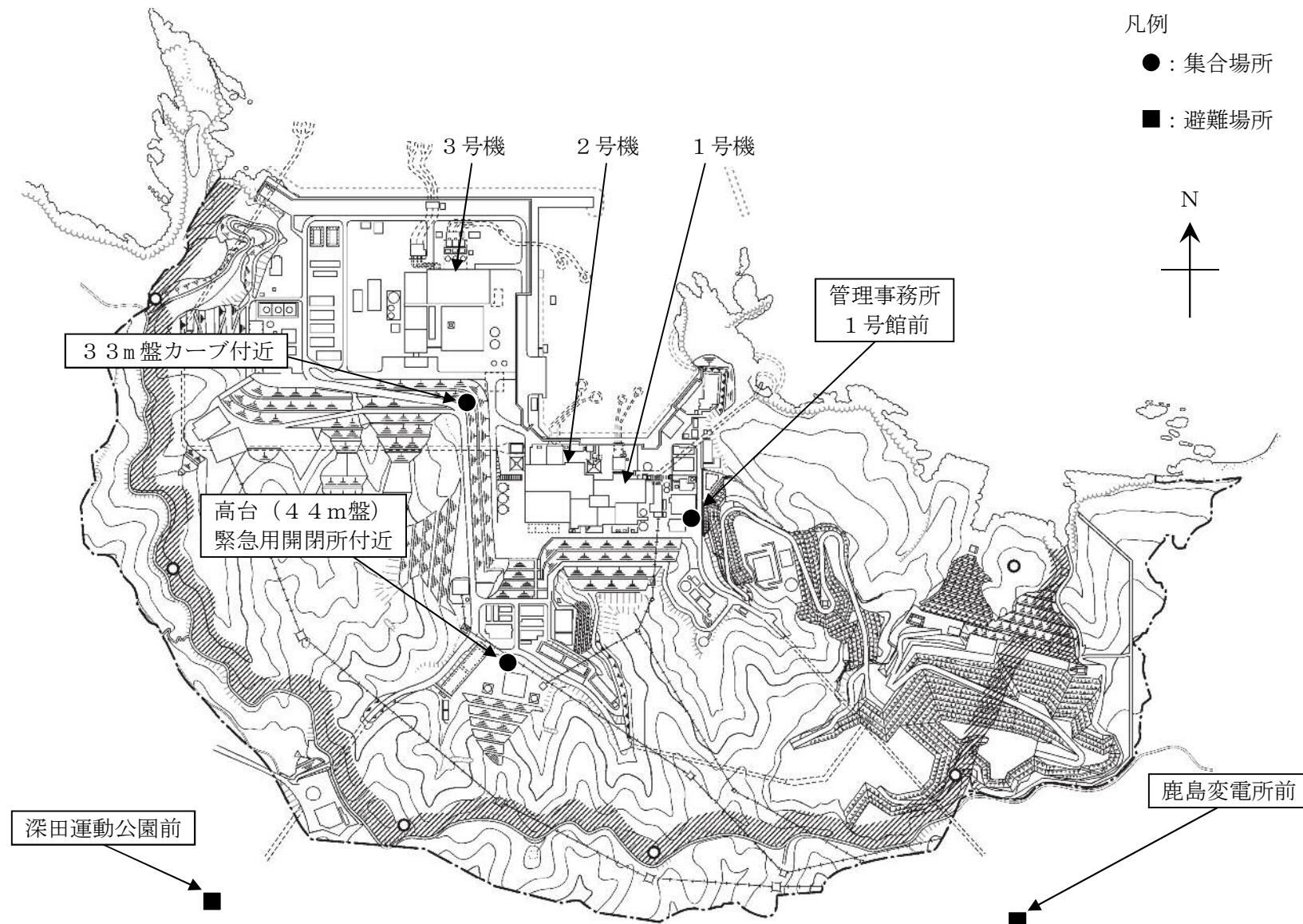
名 称	測定対象	測定器種類, 測定レンジ
モニタリングポスト (MP-1～6)	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション: 10 nGy/h～10 ⁵ nGy/h 電離箱: 10 nGy/h～10 ⁸ nGy/h



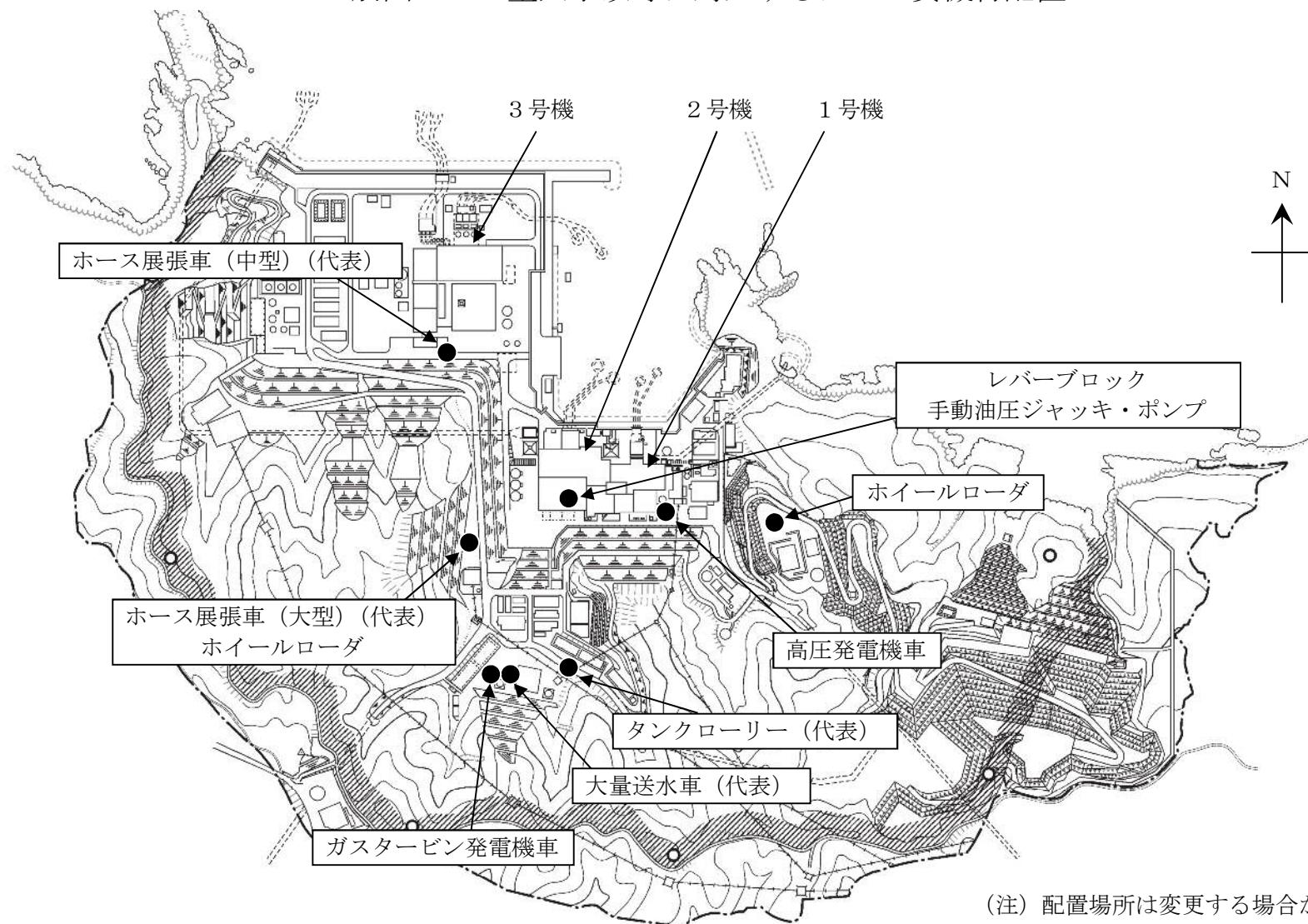
別図9 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等



別図 10 発電所敷地内の集合場所と避難場所



別図11 重大事故等に対処するための資機材配置



別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (1/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	S E 0 1 敷地境界付近の放射線量の上昇	G E 0 1 敷地境界付近の放射線量の上昇
連絡・通報・基準	—	<p>1. モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉又は燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く）。</p> <p>2. 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上となつた場合。</p> <p>（政令第4条第4項第1号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L^⑭）</p>	<p>モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出は除く）。</p> <p>（政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L^⑯）</p>
解釈	—	<p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつたこととする。</p> <p>(1) 1, 2号排気筒モニタ、1号タービン建物排気筒モニタ及びエリアモニタ（2号原子炉格納容器（雰囲気モニタ）及び1, 2号原子炉建物（燃料取替階））により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合。</p> <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合。</p> <p>2. 項の$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$（$1,000 \text{nGy}/\text{h}$）以上である場合において、排気筒モニタ及びエリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>〔補足〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. (1)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、モニタリングポストにおいて、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$（$5,000 \text{nGy}/\text{h}$）以上の放射線量を検出した時に速やかに排気筒モニタ及びエリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合をいう。 また、「原子力規制委員会へ報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 ・プラントがS E, G Eの状態ではないこと。 ・通報事象等規則第3条の2により、報告するものであること。 ・放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと。 ・特定事象の通報は実施しないこと。 	<p>S Eの事象を確認後、1地点のみ$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$（$5,000 \text{nGy}/\text{h}$）以上となっているのが10分未満である場合は検出されなかつたとみなす。</p> <p>なお、1地点のみ$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$（$5,000 \text{nGy}/\text{h}$）以上10分未満継続の場合はS Eを検知したとして通報を行う。また、1地点のみ$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$（$5,000 \text{nGy}/\text{h}$）以上10分以上継続の場合及び2地点以上$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$（$5,000 \text{nGy}/\text{h}$）以上の場合は、S E及びG Eを検知したとして、S Eの通報の例により通報を行う。</p>

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（2／25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
連絡・通報・基準	—	<p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>（政令第4条第4項第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑭）</p>	<p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>（政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
解釈	—	<p>排気筒モニタ（モニタリングポスト $5 \mu \text{Sv/h}$ ($5,000 \text{nGy/h}$) 相当)</p> <p>(1) 1号排気筒モニタが、$3,900 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合</p> <p>(2) 1号タービン建物排気筒モニタが、$1,300 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合</p> <p>(3) 2号排気筒モニタが、$1,300 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合</p>	<p>排気筒モニタ（モニタリングポスト $5 \mu \text{Sv/h}$ ($5,000 \text{nGy/h}$) 相当)</p> <p>(1) 1号排気筒モニタが、$3,900 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合</p> <p>(2) 1号タービン建物排気筒モニタが、$1,300 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合</p> <p>(3) 2号排気筒モニタが、$1,300 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合</p>

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（3／25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
連絡・通報基準	—	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第4条第4項第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑭)	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬)
解釈	—	放水路水モニタ（モニタリングポスト $5 \mu \text{Sv/h}$ ($5,000 \text{nGy/h}$) 相当) (1) 1号放水路水モニタが、 $5,800 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合 (2) 2号放水路水モニタが、 $7,400 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合	放水路水モニタ（モニタリングポスト $5 \mu \text{Sv/h}$ ($5,000 \text{nGy/h}$) 相当) (1) 1号放水路水モニタが、 $5,800 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合 (2) 2号放水路水モニタが、 $7,400 \text{s}^{-1}$ 以上を10分以上継続する場合

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (4/25)

指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	
略称	—	S E 0 4 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	G E 0 4 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
連絡基準・通報	—	<p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（政令第4条第4項第3号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L^⑭）</p>	<p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$5 \text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L^⑯）</p>
解釈	—	<p>火災、爆発等の発生の際に管理区域外の場所（排気筒、放水路を除く）において、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合、又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>〔補足〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 「$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上となって、その状態が10分間以上継続した場合をいう。 	<p>火災、爆発等の発生の際に管理区域外の場所（排気筒、放水路を除く）において、$5 \text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合、又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>〔補足〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 「$5 \text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として$5 \text{mSv}/\text{h}$以上となって、その状態が10分間以上継続した場合をいう。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (5/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	S E 0 5 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	G E 0 5 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
連絡基準	—	<p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（政令第4条第4項第3号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L^⑭）</p>	<p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$5 \text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L^⑯）</p>
解釈	—	<p>火災、爆発等の発生の際に管理区域外（排気筒、放水路を除く。）の場所において、空気中の放射性物質の濃度が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>(1)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>(2)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(3)検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>〔補足〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。 「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の「可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ、測定器）及び可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器（サンプラ、測定器）」により、(1)～(3)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。 	<p>火災、爆発等の発生の際に管理区域外（排気筒、放水路を除く。）の場所において、空気中の放射性物質の濃度が$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>(1)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値</p> <p>(2)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(3)検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値</p> <p>〔補足〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。 「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の「可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ、測定器）及び可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器（サンプラ、測定器）」により、(1)～(3)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (6/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	SE06 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故
連絡・通報基準	—	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑭)	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑯)
解釈	—	—	—

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (7/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	AL11(※1) 原子炉停止機能の異常のおそれ	—	GE11(※1) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能
連絡基準・通報基準	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL①)	—	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 (規則第14条イ(1)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL①)
解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、試験、保守作業等意図的な場合を除き、1チャンネルの原子炉スクラム信号が発信した場合をいう。 (3)「一定時間」とは、1時間をいう。 (4)「発信された原因を特定できない」とは、原子炉がスクラムすべき状況になっているかどうか確定できない状況をいう。 (5)以下の場合は警戒事象の対象外とする。 ・一定時間内に、LCO 逸脱を宣言し原子炉停止操作を開始した場合 ・全制御棒全挿入の場合	—	(1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)「制御棒の挿入」とは、手動スクラムボタンによるスクラム、原子炉モードスイッチによるスクラム、シングルロッドスクラム、通常駆動による制御棒挿入(未挿入制御棒が数本であり、速やかに原子炉を停止可能な場合に限る)をいう。 (3)「制御棒の挿入により原子炉を停止することができない」とは、「制御棒の挿入」によっても中性子束が定格出力の0.1%未満にできないことをいう。 (4)「停止したことを確認することができない」とは、制御棒状態表示装置や中性子計装の異常等により、中性子束が定格出力の0.1%未満であることを確認できない状態をいう。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (8/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	AL 2 1 (※1) 原子炉冷却材の漏えい	SE 2 1 (※1) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE 2 1 (※1) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
連絡・通報基準	原子炉の運転中に保安規定(炉規法第43条の3の24に規定するものをいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL②)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 (規則第7条第1号イ(1)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL①)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 (規則第14条イ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL②)
解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材漏えいが起り」とは、保安規定で定められた格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が運転上の制限値0.23m ³ /hを超え、保安規定で要求される措置を完了時間内に実施できない場合をいう。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉冷却材の漏えいと判断した場合若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却系が作動した状態をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する代替注水設備(※2)を含める。具体的な設備は以下のとおり。 <設計基準事故対処設備> 高圧系: 高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系 低圧系: 低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系 <代替注水設備> 高圧系: 高圧原子炉代替注水系(※2) 低圧系: 低圧原子炉代替注水系(※2) (4)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち全ての高圧系又は全ての低圧系の機能が喪失した場合をいう。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉冷却材の漏えいと判断した場合若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却系が作動した状態をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する代替注水設備(※2)として「SE 2 1解釈(3)」で示した設備とする。 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、全ての非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できること(例:ポンプが自動又は手動により起動できること。注入弁が開弁できること。)をいう。 また、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)
なお、1号機には適用しない。

(※2) 重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。))の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（9／25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	AL22（※1） 原子炉給水機能の喪失	SE22（※1） 原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22（※1） 原子炉注水機能の喪失
連絡基準・通報基準	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL③)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできること。 (規則第7条第1号イ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL②)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできること。 (規則第14条イ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL③)
解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「全ての給水機能」とは、常用の給復水機能が対象であり、原子炉隔離時冷却系の起動は含まない。 (3)「給水機能が喪失」とは、常用の給復水系が使用できない場合をいう。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「全ての給水機能」とは、常用の給復水機能が対象であり、原子炉隔離時冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給復水系が使用できない場合をいう。 (4)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない」とは、「SE21解釈(3)」で示す以下の高圧系の設備により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動又は手動により起動できること。注入弁が開弁できないこと。）をいう。 <設計基準事故対処設備> 高圧系：高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系 <代替注水設備> 高圧系：高圧原子炉代替注水系（※2）	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「全ての給水機能」とは、常用の給復水機能が対象であり、原子炉隔離時冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給復水系が使用できない場合をいう。 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、「SE21解釈(3)」で示す以下の全て設備により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動又は手動により起動できること。注入弁が開弁できないこと。）をいう。 また、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。 <設計基準事故対処設備> 高圧系：高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系 低圧系：低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系 <代替注水設備> 高圧系：高圧原子炉代替注水系（※2） 低圧系：低圧原子炉代替注水系（※2）

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
なお、1号機には適用しない。

(※2) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA設備」という。）の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（10/25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	A L 2 3（※1） 原子炉除熱機能の一部喪失	S E 2 3（※1） 残留熱除去機能の喪失	G E 2 3（※1） 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
連絡基・通報基・準	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L④)	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 (規則第7条第1号イ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L③)	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (規則第14条イ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L⑤)
解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器真空度が「復水器真空異常低」設定値（28.8 kPa）まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、主復水器による除熱機能が喪失し、動作可能な残留熱除去系（代替除熱設備（※2）を使用する場合も含む）が1系統のみになった場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の残留熱除去系の機能停止は除く。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「主復水器により当該原子炉から熱を除去できない」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器真空度が「復水器真空異常低」設定値（28.8 kPa）まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、残留熱除去系（代替除熱設備（※2）を使用する場合も含む）の以下のモードが全て使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の残留熱除去系の機能停止は除く。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」をいう。 (2)「主復水器により当該原子炉から熱を除去できない」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器真空度が「復水器真空異常低」設定値（28.8 kPa）まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、残留熱除去系（代替除熱設備（※2）を使用する場合も含む）の以下のモードが全て使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の残留熱除去系の機能停止は除く。 (5)「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①サプレッションプール水平均温度が100°C以上となつた場合 ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力（427 kPa）に達した場合

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
なお、1号機には適用しない。

(※2) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA設備」という。）の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (11/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	A L 2 5 (※1) 全交流電源喪失のおそれ	S E 2 5 (※1) 全交流電源の30分以上喪失	G E 2 5 (※1) 全交流電源の一時間以上喪失
連絡基準・通報基準	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑤)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L④)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (規則第14条イ(6)及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L⑥)
解釈	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な非常用交流高圧電源母線が1系統となった場合において、外部電源、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）からの電気の供給が1つの電源のみになることをいう。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用交流高圧電源母線へ供給する設備をいい、「重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）」とは、非常用ディーゼル発電機、ガスタービン発電機（※2）及び他号炉からの高圧電源融通をいう。	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）からの受電がされず、全ての非常用交流高圧電源母線が使用不能になることをいう。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用交流高圧電源母線へ供給する設備をいい、「重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）」とは、非常用ディーゼル発電機、ガスタービン発電機（※2）及び他号炉からの高圧電源融通をいう。	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）からの受電がされず、全ての非常用交流高圧電源母線が使用不能になることをいう。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用交流高圧電源母線へ供給する設備をいい、「重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）」とは、非常用ディーゼル発電機、ガスタービン発電機（※2）及び他号炉からの高圧電源融通をいう。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
なお、1号機には適用しない。

(※2) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA設備」という。）の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (12/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	S E 2 7 (※1) 直流電源の部分喪失	G E 2 7 (※1) 全直流電源の5分以上喪失
連絡・通報・基準	—	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L⑤)	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 (規則第14条イ(7)及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L⑦)
解釈	—	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用直流母線」とは、A及びB-115V非常用直流母線をいう。 (3)「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A及びB-115V非常用直流母線のうち、電源供給可能な母線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給する電源が蓄電池、充電器、予備充電器、B1及びB2-115V系充電器(SA) (※2)のうちいずれか1つになった場合をいう。	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A及びB-115V非常用直流母線が使用不能となった場合をいう。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)なお、1号機には適用しない。

(※2) 重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。))の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (13/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	—	G E 2 8 (※1) 炉心損傷の検出
連絡基準・通報	—	—	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (規則第14条イ(8)及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L⑧)
解釈	—	—	(1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェル又はサプレッションチャンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量計が、原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいい、ここでいう「炉心損傷と判断する基準値を超えた場合」とは、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関により判断する。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (14/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	AL29 (※1) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29 (※1) 停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29 (※1) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
連絡・通報・基準	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑥)	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥)	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 (規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨)
解釈	(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「冷温停止」、「燃料交換」において、照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「水位低設定値」とは、L2 : -112cmの水位をいう。	(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「冷温停止」、「燃料交換」において、照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位」とは、L1 : -381cmの水位をいう。	(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態のうち、保安規定で定める「冷温停止」、「燃料交換」において、照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位」とは、L1 : -381cmの水位をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、原子炉の停止中に作動可能な設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)並びに即応性を有する代替注水設備(※2)として「SE21 解釈(3)」で示した設備を含める。具体的な設備は以下のとおり。 <設計基準事故対処設備> 高压系：高压炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系 低压系：低压炉心スプレイ系、残留熱除去系 <代替注水設備> 高压系：高压原子炉代替注水系(※2) 低压系：低压原子炉代替注水系(※2)

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)
なお、1号機には適用しない。

(※2) 重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。))の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（15／25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	AL30（※1） 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30（※1） 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30（※1） 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
連絡基準・通報	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑦)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第7条第1号イ(7)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第14条イ(10)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩)
解釈	(1)「水位が一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー水位付近であることを満足できず、かつ、保安規定で要求される措置が完了時間内に実施できない場合。	(1)「水位を維持できない」とは、漏えい等により使用済燃料貯蔵槽の水位低下が「水位低警報」設定値を超えて更に継続し、注水設備（可搬型設備を含む）による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態をいう。 (2)「水位を測定できない」とは、直接的又は監視カメラ等による間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。	(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、注水設備（可搬型設備を含む）による水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵槽の水位計、監視カメラ等により、「照射済燃料集合体頂部より上方2mの水位に達すること」を確認した場合をいう。 (2)「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料貯蔵槽付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 (3)「水位を測定できない」とは、直接的又は監視カメラ等による間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。

（※1）原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（16／25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	A L 3 1（※3） 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）	S E 3 1（※3） 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉）	G E 3 1（※3） 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉）
連絡・通報基準	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L①)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 (規則第7条第1号～(1) 及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L①)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 (規則第14条～(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L①)
解釈	(1)「水位を維持できないこと」とは、使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー水位付近であることを満足できず、かつ、保安規定で要求される措置が完了時間内に実施できない場合をいう。 (2)「水位を一定時間以上測定できないこと」とは、直接的又は監視カメラ等による間接的な手段によって液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。	(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、注水設備（可搬型設備を含む）による水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵槽の水位計、監視カメラ等により、「照射済燃料集合体頂部より上方2mの水位に達すること」を確認した場合をいう。	(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、注水設備（可搬型設備を含む）による水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵槽の水位計、監視カメラ等により、「照射済燃料集合体頂部の水位に達すること」を確認した場合をいう。

（※3）原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (17/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	SE 4 1 (※1) 格納容器健全性喪失のおそれ	GE 4 1 (※1) 格納容器圧力の異常上昇
連絡基準・通報	—	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 (規則第7条第1号イ(11)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪)	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (規則第14条イ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL④)
解釈	—	(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉格納容器内圧力が「ドライウェル圧力異常高」設定値(13.7kPa)以上又は原子炉の停止が必要となる原子炉格納容器内温度(100°C)に達する状態をいう。 (3)原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しない。	(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)「最高使用圧力」とは、427kPaをいう。 (3)「最高使用温度」とは、171°C[D/W]又は104°C[S/P]をいう。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (18/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	A L 4 2 (※1) 単一障壁の喪失又は喪失可能性	S E 4 2 (※1) 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	G E 4 2 (※1) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
連絡通報基準	燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑪)	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(13)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L⑬)	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (規則第14条イ(12)及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L⑭)
解釈	(1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁のうち、燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失若しくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失又は喪失の可能性の判断については、別表2「各障壁の喪失の判断基準」で判断する。	(1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁の喪失若しくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失又は喪失の可能性の判断については、別表2「各障壁の喪失の判断基準」で判断する。	(1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁のうち、2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失若しくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失又は喪失の可能性の判断については、別表2「各障壁の喪失の判断基準」で判断する。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（19/25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	SE 43（※1） 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	—
連絡基準・通報	—	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (規則第7条第1号イ(12)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫)	—
解釈	—	(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」、「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器放射線モニタが基準値以下にある場合をいう。	—

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準（20／25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	AL51（※1） 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51（※1） 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51（※1） 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
連絡通報基準	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 (指針表2 警戒事態を判断するEA L⑧)	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(8)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEA L⑧)	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (規則第14条イ(11)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEA L⑪)
解釈	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室その他の箇所」とは、中央制御室及び中央制御室外原子炉停止制御盤の設置場所をいう。 (3)「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止制御盤での操作が容易にできなくなる状況をいう。	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室」とは、中央制御室をいう。 (3)「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 (4)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは使用済燃料貯蔵槽水位低下傾向の継続が確認された場合とする。 (5)「原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失」とは、系統分離している安全設備のうち1区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計の機能が喪失する等により運転・監視の可能な安全設備が1系統のみとなった状態をいう。	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室」とは、中央制御室をいう。 (3)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から避離する場合をいう。 (4)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵槽水位低下傾向の継続が確認された場合をいう。 (5)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計の機能が喪失する等により、全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (21/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	A L 5 2 (※1) 所内外通信連絡機能の一部喪失	S E 5 2 (※1) 所内外通信連絡機能の全て喪失	—
連絡基準・通報	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑨)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(9) 及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L⑨)	—
解釈	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、 ①原子力事業所内の通信手段 ②原子力事業所内から所外への通信手段 のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 (3)「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、使用可能な通信手段が1種類のみになる場合をいう。	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、 ①原子力事業所内の通信手段 ②原子力事業所内から所外への通信手段 のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。 (3)「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。	—

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）

なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (22/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	AL53 (※1) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53 (※1) 火災・溢水による安全機能の一部喪失	—
連絡通報基準	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑩)	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること (規則第7条第1号イ(10)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩)	—
解釈	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「重要区域」、「安全上重要な構築物、系統又は機器」とは、別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」に定めるものをいう。 (3)「安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがあることをいう。ただし、保安規定で定める原子炉の状態において、機能要求がない場合を除く。 (4)「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が発火することをいう。 (5)「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。	(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「安全機器等」とは、別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」に定めるものをいう。 (3)「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなることをいう。ただし、保安規定で定める原子炉の状態において、機能要求がない場合を除く。 (4)「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が発火することをいう。 (5)「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。	—

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準 (23/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	外的な事象による原子力施設への影響	S E 5 5 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	G E 5 5 住民の避難を開始する必要がある事象発生
連絡・通報基準	<p>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑫相当)</p> <p>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑬相当)</p> <p>オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑮相当)</p> <p>当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。(※1) (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑯相当)</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑰相当)</p>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第7条第1号イ(14)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE A L⑯)</p>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第14条イ(13)及び指針表2 全面緊急事態を判断するE A L⑭)</p>
解釈	<p>(1)「当該原子力事業所所在市町村」とは、松江市をいう。</p> <p>(2)「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、島根県出雲・石見予報区をいう。</p>	<p>(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>	<p>(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)
なお、1号機には適用しない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準表（24／25）

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
通報・連絡基準	—	火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において, $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合。なお, 火災, 爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって, その状況に鑑み, 上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には, 当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (政令第4条第4項第4号)	火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において, $10\text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合。なお, 火災, 爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって, その状況に鑑み, 上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には, 当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第3号)
解釈	—	—	—

(注) 事業所外運搬（XSE61, XGE61, XSE62, XGE62）に係る通報について、指針の緊急事態区分を判断する規定は適用されない。

別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準表 (25/25)

	指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準	原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準	原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準
略称	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい
通報・連絡基準	—	火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合, 又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第5号)	火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第4項第4号)
解釈	—	—	—

(注) 事業所外運搬 (XSE61, XGE61, XSE62, XGE62) に係る通報について、指針の緊急事態区分を判断する規定は適用されない。

別表2 各障壁の喪失の判断基準

		障壁喪失のおそれを示す	障壁喪失を示す
島根原子力発電所2号機			
プラントパラメータ	燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁
一次系	原子炉水位	有効燃料頂部未満 (-427cm未満)	有効燃料頂部未満 (-427cm未満)
		水位不明	水位不明
		有効燃料長の 2／3炉水位未満 (L-0 [-539cm] 未満)	
	原子炉圧力		減圧禁止領域 (S／P水温との関係)
格納容器	その他		急速減圧操作の実施
	格納容器圧力		最高使用圧力以上 (427kPa以上)
	格納容器温度		最高使用温度以上 (171°C以上 [D/W], 104°C以上 [S/P])
	サブレッショングル 水温		減圧禁止領域 (R P V圧力との関係)
	格納容器 放射線モニタ	各種事故相当のγ線 線量率 (D/W又はW/Wの CAMS放射線レベル)	指示値の有意な上昇
	格納容器 雰囲気(ガス) 濃度		燃焼が発生するガス 濃度以上 (水素4%,酸素5%以上)
	その他		格納容器 ベンチの実施 隔離失敗により環境 に繋がる経路の形成
建屋	建屋雰囲気温度	基準温度(系統隔離温 度)以上で隔離失敗 又は 隔離後基準温度以上 (別表3参照)	基準温度(系統隔離温 度)以上で隔離失敗 又は 隔離後基準温度以上 (別表3参照)

別表3 1次冷却材漏えいを検知するエリアと温度基準値

島根原子力発電所2号機

エリア	計測対象	温度基準値	備 考
MS トンネル室 (R／B)	周囲温度	9.3°C以上	MSIV隔離
ヒータ室 (T／B)	周囲温度	9.3°C以上	MSIV隔離
CUW熱交室	周囲温度	9.3°C以上	CUW隔離
RCIC機器室	周囲温度	9.3°C以上	RCIC隔離
RHRポンプ室	周囲温度	9.3°C以上	RHR隔離
RHR熱交室	周囲温度	9.3°C以上	RHR隔離

別表4 安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧 (1/2)

島根原子力発電所2号機 (1/2)

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	R C I C	ポンプ, 電動弁 冷却機	[R/B B2FL] R C I C ポンプ室 [R/B B1FL] R C I C ポンプ室 冷却機エリア
	H P C S	ポンプ 冷却機 電動弁	[R/B B2FL] H P C S ポンプ室 [R/B B1FL] 南西コーナーエリア [R/B M1FL] 南側 P C V ペネトレーションエリア
残留熱除去	A-R H R	ポンプ 熱交換器 冷却機 電動弁	[R/B B2FL] A-R H R ポンプ室 [R/B 2FL] A-R H R バルブ室・熱交換器室 [R/B 1FL] A-R H R 热交換器室 [R/B B1FL] 北東コーナーエリア [R/B B2FL] トーラス室 [R/B 1FL] A-R H R バルブ室
	B-R H R		[R/B B2FL] B-R H R ポンプ室 [R/B 2FL] B-R H R バルブ室・熱交換器室 [R/B 1FL] B-R H R 热交換器室・バルブ室 [R/B B1FL] 北西コーナーエリア [R/B B2FL] トーラス室
低圧の非常用炉心冷却	L P C S	ポンプ 冷却機 電動弁	[R/B B2FL] L P C S ポンプ室 [R/B B1FL] 南東コーナーエリア [R/B M1FL] 南側 P C V ペネトレーションエリア
	A-R H R	ポンプ 冷却機 電動弁	[R/B B2FL] A-R H R ポンプ室 [R/B B1FL] 北東コーナーエリア [R/B 1FL] 東側 P C V ペネトレーション室
	B-R H R		[R/B B2FL] B-R H R ポンプ室 [R/B B1FL] 北西コーナーエリア [R/B 2FL] 西側 P C V ペネトレーション室
	C-R H R		[R/B B2FL] C-R H R ポンプ室 [R/B 2FL] 西側 P C V ペネトレーション室
原子炉停止	H C U	ユニット	[R/B 2FL] 東側 H C U エリア [R/B 2FL] 西側 H C U エリア
	A-C R D	ポンプ	[R/B B1FL] C R D ポンプエリア
	B-C R D		
直流電源 (充電器)	A-115V充電器	盤	[RW/B 1FL] A-計装用電気室
	B-115V充電器		[RW/B MB1FL] 充電器室
	H P C S 充電器		[R/B B2FL] H P C S 電気室
	230V充電器		[RW/B MB1FL] B-計装用電気室
直流電源 (蓄電池)	A-115V系蓄電池	バッテリー	[RW/B 1FL] A-バッテリー室
	B-115V系蓄電池		[RW/B MB1FL] B-バッテリー室
	H P C S-115V系蓄電池		[R/B B2FL] H P C S 電気室
	230V系蓄電池		[RW/B MB1FL] 230Vバッテリー室
交流電源 (非常用母線)	C-M/C, C-L/C	盤	[R/B 2FL] A-非常用電気室
	D-M/C, D-L/C		[R/B 2FL] B-非常用電気室
	H P C S-M/C		[R/B B2FL] H P C S 電気室
交流電源 (D/G)	A-D/G	発電機	[R/B B2FL] A-非常用ディーゼル室
	B-D/G		[R/B B2FL] B-非常用ディーゼル室
	H P C S-D/G		[R/B B2FL] H P C S-ディーゼル室
中央制御室		盤	[C/B 4FL] 中央制御室

別表4 安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧 (2/2)

島根原子力発電所2号機 (2/2)

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
燃料プール水補給	A-R H R	ポンプ 冷却機 電動弁	[R/B B2FL] A-R H R ポンプ室 [R/B B1FL] 北東コーナーエリア
	B-R H R		[R/B B2FL] B-R H R ポンプ室 [R/B B1FL] 北西コーナーエリア
	A-F P C	ポンプ	[R/B M2FL] F P C ポンプ室
	B-F P C		
	F MW	ポンプ, 電動弁	[R/B B1FL] F MW ポンプエリア
	A-C W T	ポンプ	
	B-C W T		[RW/B 1FL] C W T ポンプエリア
	C-C W T		

別表5 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災組織の班名等	配 置	原子力防災要員の職務
情報管理班 通報班 対外対応班	発電所内	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整
情報管理班 通報班 原子力防災管理者が指名する者(副原子力防災管理者を含む)	発電所内 オフサイトセンター	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力
報道班 原子力防災管理者が指名する者	発電所内 オフサイトセンター	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報
本部員 放射線管理班 プラント監視班 原子力防災管理者が指名する者	発電所内 オフサイトセンター	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握
技術班 プラント監視班 復旧班 原子力防災管理者が指名する者	発電所内	原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施
復旧班 プラント監視班	発電所内	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧
放射線管理班 原子力防災管理者が指名する者	発電所内 オフサイトセンター	放射性物質による汚染の除去
支援班 原子力防災管理者が指名する者	発電所内	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施
支援班	発電所内	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送
警備班 支援班	発電所内	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導

別表6 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	副所長（技術全般）
2	副所長（3号試運転）
3	技術部長
4	保修部長
5	発電部長
6	原子力防災管理者が指名した者（※1）

※1 副原子力防災管理者（副所長、部長、技術系特別管理職及び技術系上級管理職より選任）を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

別表7 原子力防災資機材（1／2）

分類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(※2)
放射線障害防護用器具	汚染防護服	100組	1回/年	外観点検	1, 2号制御建物他
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	35個	1回/年	外観点検	1, 2号廃棄物制御室他
	フィルター付防護マスク	85個	1回/年	外観点検	1, 2号制御建物他
非常用通信機器	緊急時電話回線	7回線	1回/6ヶ月	機能確認	管理事務所2号館
	ファクシミリ	1台	1回/6ヶ月	機能確認	緊急時対策所
	携帯電話等	100台	1回/6ヶ月	機能確認	原子力防災要員所持他
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	2台	1回/サイクル(※1)	機能確認
		タービン建物排気筒モニタ	1台	1回/サイクル(※1)	機能確認
		放水路水モニタ	2台	1回/サイクル(※1)	機能確認
	ガンマ線測定用サーベイメータ	52台	1回/年	機能確認	1, 2号制御建物他
	中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	機能確認	1, 2号制御建物他
	空間放射線積算線量計	20個	1回/年	数量確認	管理事務所3号館
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	22台	1回/年	機能確認	1, 2号制御建物他
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	10台	1回/年	機能確認
		測定器	1台	1回/年	機能確認
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	5台	1回/年	機能確認
		測定器	1台	1回/年	機能確認
	個人用外部被ばく線量測定器	100台	1回/年	機能確認	1, 2号制御建物他
その他	エリアモニタリング設備	2台	1回/サイクル(※1)	機能確認	2号原子炉建物
		3台	1回/サイクル(※1)	機能確認	1号原子炉建物(燃料取替階)
		7台	1回/サイクル(※1)	機能確認	2号原子炉建物(燃料取替階)
	モニタリングカー	1台	1回/6ヶ月(車両)	道路運送車両法に基づく点検	緑ヶ丘社宅横車庫
			1回/年(搭載設備)	特性試験	

※1 1回／サイクルとは、原則として施設定期検査毎に行うことをいう。

※2 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表7 原子力防災資機材（2／2）

分類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(※2)
その他資機材	安定ヨウ素剤	20,000錠	1回/年	数量確認	健康管理センター他
	担架	5台	1回/年	外観点検	1, 2号制御建物他
	除染用具	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	1回/6ヶ月	道路運送車両法に基づく点検	管理事務所 1号館周辺駐車場
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	1回/6ヶ月	消防法に基づく点検	免震重要棟周り他

※1 1回／サイクルとは、原則として施設定期検査毎に行うことをいう。

※2 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表8 原子力防災関連資機材（1／3）

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(※1)
非常用通信機器の主な資機材 (発電所)	一般電話 (N T T)	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	I P電話	4台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	ファクシミリ (N T T)	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	I Pファクシミリ	2台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	衛星電話	3台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,代替緊急時対策所
	衛星ファクシミリ	2台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,代替緊急時対策所
	衛星社内電話	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	衛星社内ファクシミリ	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	LAN接続口	2口	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	衛星電話 (イリジウム)	1台	1回/年	機能確認	管理事務所1号館
	衛星電話 (ワイドスター)	3台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,中央制御室
	ホットライン (マイクロ無線)	4台	1回/年	機能確認	管理事務所1号館,緊急時対策所
非常用通信機器の主な資機材 (本社)	緊急無線 陸上移動(携帯)	7台	1回/年	機能確認	管理事務所1号館
	テレビ会議システム	2台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,代替緊急時対策所
	一般電話 (N T T)	3台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	I P電話	6台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	ファクシミリ (N T T)	3台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	I Pファクシミリ	3台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星電話	2台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星ファクシミリ	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星社内電話	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星社内ファクシミリ	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	LAN接続口	12口	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	ホットライン (マイクロ無線)	5台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室他
	テレビ会議システム	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室

※1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表8 原子力防災関連資機材（2／3）

分類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(※1)
計測器等の主な資機材	個人用外部被ばく線量測定器	50個	1回/年	機能確認	2号廃棄物処理建物
	テレテクタ	2台	1回/年	機能確認	1, 2号制御建物他
	ホールボディカウンタ	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟1階
	試料放射能測定装置	1台	1回/年	機能確認	管理事務所3号館
医療活動に必要な主な資機材	人工蘇生器	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター
	酸素吸入セット	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター
緊急時対応に必要な主な資機材	構内電源受電	高圧発電機車(500kVA)	4台	1回/月	機能確認
		可搬式発電機(100kVA)	1台	1回/月	機能確認
		ガスタービン発電機車(4000kVA)	4台	1回/6ヶ月	機能確認
	代替注水	大量送水車 (送水量: 5,000L/min, 揚程: 130m)	11台	1回/6ヶ月	機能確認
		ホース展張車(大型) (φ150mmホース: 2km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認
		ホース展張車(中型) (φ150mmホース: 0.8km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認
	ディーゼル燃料補給	タンクローリー(3kL)	3台	1回/6ヶ月	機能確認
	がれき撤去	ホイールローダ	2台	1回/月	機能確認
	高線量区域作業	高線量対応防護服	10着	1回/年	外観点検
	水素放出装置	レバーブロック	16台	1回/年	外観点検
		手動油圧ジャッキ・ポンプ	4式	1回/年	外観点検

※1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表8 原子力防災関連資機材（3／3）

分類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	配置場所・ 保管場所(※1)
原子力事業所災害対策支援 に必要な主な資機材	入構管理証発行用機材	2式	1回/年	外観点検	知井宮変電所他
	作業者証発行用機材	2式	1回/年	外観点検	本社
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	12台	1回/年	機能確認	本社
	ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	1回/年	機能確認	本社
	個人用外部被ばく線量測定器	270個	1回/年	機能確認	本社
	汚染防護服	1,800着	1回/年	機能確認	知井宮変電所他
	フィルター付防護マスク	450個	1回/年	外観点検	知井宮変電所他
	安定ヨウ素剤	3,240錠	1回/年	数量確認	知井宮変電所他

※1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表9 原子力災害対策活動で使用する資料

資料名
1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 ① 島根原子力発電所周辺地図 (1/25, 000) ※2 ② 島根原子力発電所周辺地図 (1/50, 000) ※2
2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル ※2
3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ ① 空間線量モニタリング配置図 ※2 ② 環境試料サンプリング位置図 ※2 ③ 環境モニタリング測定データ ※2
4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書 ※1, 2
6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) ① 系統図 ② プラント配置図 ※1, 2
7. 島根原子力発電所防災関係規程類 ① 原子炉施設保安規定 ※1, 2 ② 原子力事業者防災業務計画 ※1, 2 ③ 異常事象発生時の対応要領
8. 島根原子力発電所気象観測データ ① 統計処理データ ※2 ② 毎時観測データ ※2
9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)
10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)
11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)
12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)
13. 事故時操作要領書

※1 原災法第12条第4項の規定に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

※2 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表10 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

所在地	中国電力株式会社 島根原子力発電所構内 島根県松江市鹿島町片町654-1
建物の仕様	鉄筋コンクリート建物 (建築基準法に基づく必要保有水平耐力の1.5倍を有する)
床面積	約240m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用ディーゼル発電機 可搬式発電機
燃料 (軽油)	軽油 (発電所構内保有量約1,750kℓ) (補給は予め緊急時の支援に関する覚書を交している石油会社より調達)

(備考) 安全性をさらに高める観点から、既設の免震重要棟(平成26年10月建物完成)に加え、耐震構造の緊急時対策所を設置する予定(平成30年度内完了予定)。

2. 代替緊急時対策所

所在地	中国電力株式会社 島根原子力発電所構内 島根県松江市鹿島町片町654-1
建物の仕様	鉄筋コンクリート建物 (耐震Sクラス)
床面積	約160m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用ディーゼル発電機 高圧発電機車、可搬式発電機
燃料 (軽油)	軽油 (発電所構内保有量約1,750kℓ) (補給は予め緊急時の支援に関する覚書を交している石油会社より調達)

3. 原子力災害対策室 (本社1号館5階)

所在地	広島県広島市中区小町4-33
建物の仕様	一般建築物 (建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する)
床面積	約200m ²
非常用電源	ディーゼル発電機 ガスタービン発電機
燃料 (重油)	重油 (容量約11kℓ) (補給は最寄の石油会社より調達)
その他	消耗品類 (食料、飲料水等) は最寄りの小売店より調達

4. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

(1) 候補施設

a. 島根支社

所在地	島根県松江市母衣町115
発電所からの方位, 距離	南東約9km
敷地面積	約6, 300m ²
非常用電源	可搬式発電機
通信機器	可搬型衛星通信機器（電話, FAX）※ 保安電話（災害時優先）※, 一般電話・FAX, 衛星携帯電話
その他	消耗品類（燃料, 食料, 飲料水等）は最寄りの小売店より調達 駐車場は島根支社から約4km先に位置する自社関連会社の敷地を使用

※ 設當時に車両等で搬送する。

b. 知井宮変電所

所在地	島根県出雲市知井宮町1756-7
発電所からの方位, 距離	南西約3.4km
敷地面積	約8, 100m ²
非常用電源	可搬式発電機※
通信機器	可搬型衛星通信機器（電話, FAX）※ 保安電話（災害時優先）, 一般電話・FAX
その他	消耗品類（燃料, 食料, 飲料水等）は最寄りの小売店より調達

※ 設當時に車両等で搬送する。

c. 広瀬中央公園

所在地	島根県安来市広瀬町広瀬307
発電所からの方位, 距離	南東約2.5km
敷地面積	約35, 000m ²
非常用電源	可搬式発電機※
通信機器	可搬型衛星通信機器（電話, FAX）※ 保安電話（災害時優先）※
その他	消耗品類（燃料, 食料, 飲料水等）は最寄りの小売店より調達

※ 設當時に車両等で搬送する。

（2）候補施設位置図



*地図データは国土地理院の電子国土Webシステムより引用

別表1 1 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等
要 員 数	21名(所長、支援組織要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 <p>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (24時間365日 オンコール体制)	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者※</p> <p>状況報告</p> <p>(平日昼間) 支援組織長 (夜間・休祭日) 連絡当番者</p> <p>出動指示</p> <p>支援組織要員</p>
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。 ・発災事業者の災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・以上の活動については、発災事業者が設置する緊急時対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材 保管庫・車庫棟
	中型ロボット（障害物撤去用）	2台	
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台	
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2台	
現地活動用 資機材	放射線防護用資機材	1式	資機材 保管庫・車庫棟
	放射線管理、除染用資機材	1式	
	作業用資機材	1式	
	一般資機材	1式	
搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台	資機材 保管庫・車庫棟
	大型トラック（重機搬送）	2台	
	中型トラック（ロボット搬送等）	8台	

別表 1 2 S P D S 伝送データ項目 (1 / 7)

島根原子力発電所 1 号機

No	常時伝送項目 (※ 1)	工学単位
1	排気筒低レンジモニタ (A c h)	s ⁻¹
2	排気筒低レンジモニタ (B c h)	s ⁻¹
3	タービン建物排気筒低レンジモニタ (A c h)	s ⁻¹
4	タービン建物排気筒低レンジモニタ (B c h)	s ⁻¹
5	風向 (28. 5 m-U)	16 方位
6	風向 (130M-D, 10 分間平均風向)	16 方位
7	風速 (28. 5 m-U)	m/S
8	風速 (130M-D, 10 分間平均風速)	m/S
9	大気安定度 (10 分間平均)	—
10	モニタリングポスト # 1 L (10 分間平均)	nGy/h
11	モニタリングポスト # 2 L (10 分間平均)	nGy/h
12	モニタリングポスト # 3 L (10 分間平均)	nGy/h
13	モニタリングポスト # 4 L (10 分間平均)	nGy/h
14	モニタリングポスト # 5 L (10 分間平均)	nGy/h
15	モニタリングポスト # 6 L (10 分間平均)	nGy/h
16	モニタリングポスト # 1 H	nGy/h
17	モニタリングポスト # 2 H	nGy/h
18	モニタリングポスト # 3 H	nGy/h
19	モニタリングポスト # 4 H	nGy/h
20	モニタリングポスト # 5 H	nGy/h
21	モニタリングポスト # 6 H	nGy/h
22	A-放水路水モニター (10 分間平均)	s ⁻¹

※ 1 伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。

別表 1 2 S P D S 伝送データ項目 (2 / 7)

島根原子力発電所 2 号機

No	常時伝送項目 (※ 1)	工学単位
1	排気筒低レンジモニタ (A c h)	s ⁻¹
2	排気筒低レンジモニタ (B c h)	s ⁻¹
3	排気筒高レンジモニタ	mSv/h
4	S G T S 高レンジモニタ	mSv/h
5	S G T S 低レンジモニタ (A c h)	s ⁻¹
6	S G T S 低レンジモニタ (B c h)	s ⁻¹
7	風向 (28. 5 m-U)	16 方位
8	風向 (130M-D, 10 分間平均風向)	16 方位
9	風速 (28. 5 m-U)	m/s
10	風速 (130M-D, 10 分間平均風速)	m/s
11	大気安定度 (10 分間平均)	—
12	モニタリングポスト # 1 L (10 分間平均)	nGy/h
13	モニタリングポスト # 2 L (10 分間平均)	nGy/h
14	モニタリングポスト # 3 L (10 分間平均)	nGy/h
15	モニタリングポスト # 4 L (10 分間平均)	nGy/h
16	モニタリングポスト # 5 L (10 分間平均)	nGy/h
17	モニタリングポスト # 6 L (10 分間平均)	nGy/h
18	モニタリングポスト # 1 H	nGy/h
19	モニタリングポスト # 2 H	nGy/h
20	モニタリングポスト # 3 H	nGy/h
21	モニタリングポスト # 4 H	nGy/h
22	モニタリングポスト # 5 H	nGy/h
23	モニタリングポスト # 6 H	nGy/h
24	原子炉圧力	MPa
25	A-再循環ポンプ入口温度	°C
26	B-再循環ポンプ入口温度	°C
27	H P C S ポンプ出口流量	m ³ /h
28	L P C S ポンプ出口流量	m ³ /h
29	A-ADS 作動	DIGITAL
30	B-ADS 作動	DIGITAL
31	H P C S ポンプ作動	DIGITAL
32	L P C S ポンプ作動	DIGITAL
33	A-R H R ポンプ出口流量	m ³ /h
34	B-R H R ポンプ出口流量	m ³ /h
35	C-R H R ポンプ出口流量	m ³ /h
36	A-R H R ポンプ作動	DIGITAL
37	B-R H R ポンプ作動	DIGITAL
38	C-R H R ポンプ作動	DIGITAL
39	原子炉水位 (狭帯域)	cm
40	原子炉水位 (広帯域)	cm
41	原子炉水位 (燃料域)	cm
42	A P R M (平均値)	%
43	全制御棒全挿入	DIGITAL
44	ドライウェル圧力 (広域)	kPa (abs)
45	トーラス圧力	kPa (abs)
46	格納容器内側隔離	DIGITAL
47	格納容器外側隔離	DIGITAL
48	A-主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL
49	B-主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL
50	C-主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL

別表 1 2 S P D S 伝送データ項目 (3 / 7)

島根原子力発電所 2号機

No	常時伝送項目 (※ 1)	工学単位
5 1	D－主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL
5 2	A－主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
5 3	B－主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
5 4	C－主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
5 5	D－主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
5 6	6. 9 kV系統電圧 (A)	kV
5 7	6. 9 kV系統電圧 (B)	kV
5 8	6. 9 kV系統電圧 (C)	kV
5 9	6. 9 kV系統電圧 (D)	kV
6 0	6. 9 kV系統電圧 (H P C S)	kV
6 1	A-D/G受電しや断器閉	DIGITAL
6 2	B-D/G受電しや断器閉	DIGITAL
6 3	H P C S-D/G受電しや断器閉	DIGITAL
6 4	A－ドライウェル雰囲気モニタ	Sv/h
6 5	B－ドライウェル雰囲気モニタ	Sv/h
6 6	A－トーラス雰囲気モニタ	Sv/h
6 7	B－トーラス雰囲気モニタ	Sv/h
6 8	ドライウェル温度 (胴体フランジ周囲)	℃
6 9	トーラス水温度 (MAX)	℃
7 0	トーラス水位	cm
7 1	A－ドライウェル・トーラス内水素濃度	%
7 2	B－ドライウェル・トーラス内水素濃度	%
7 3	A-CAMS ドライウェル選択	DIGITAL
7 4	B-CAMS ドライウェル選択	DIGITAL
7 5	A－ドライウェル・トーラス内酸素濃度	%
7 6	B－ドライウェル・トーラス内酸素濃度	%
7 7	A－給水流量	T/h
7 8	B－給水流量	T/h
7 9	R C I C ポンプ出口流量	T/h
8 0	R C I C ポンプ作動要求信号	DIGITAL
8 1	A S R弁 開	DIGITAL
8 2	B S R弁 開	DIGITAL
8 3	C S R弁 開	DIGITAL
8 4	D S R弁 開	DIGITAL
8 5	E S R弁 開	DIGITAL
8 6	F S R弁 開	DIGITAL
8 7	G S R弁 開	DIGITAL
8 8	H S R弁 開	DIGITAL
8 9	J S R弁 開	DIGITAL
9 0	K S R弁 開	DIGITAL
9 1	L S R弁 開	DIGITAL
9 2	M S R弁 開	DIGITAL
9 3	R H R MV 2 2 2-4 A 全閉	DIGITAL
9 4	R H R MV 2 2 2-4 B 全閉	DIGITAL
9 5	R H R MV 2 2 2-5 A 全閉	DIGITAL
9 6	R H R MV 2 2 2-5 B 全閉	DIGITAL
9 7	R H R MV 2 2 2-5 C 全閉	DIGITAL
9 8	S R M レベル C H 2 1	s ⁻¹
9 9	S R M レベル C H 2 2	s ⁻¹
1 0 0	S R M レベル C H 2 3	s ⁻¹

別表 1 2 S P D S 伝送データ項目 (4 / 7)

島根原子力発電所 2号機

No	常時伝送項目 (※ 1)	工学単位
1 0 1	S R M レベル C H 2 4	s^{-1}
1 0 2	モード S W 運転	DIGITAL
1 0 3	A - S G T 自動起動	DIGITAL
1 0 4	B - S G T 自動起動	DIGITAL
1 0 5	主蒸気管放射線異常高トリップ A 1	DIGITAL
1 0 6	主蒸気管放射線異常高トリップ B 1	DIGITAL
1 0 7	主蒸気管放射線異常高トリップ A 2	DIGITAL
1 0 8	主蒸気管放射線異常高トリップ B 2	DIGITAL
1 0 9	A - 放水路水モニタ	s^{-1}
1 1 0	I R M レベル C H 1 1	%
1 1 1	I R M レベル C H 1 2	%
1 1 2	I R M レベル C H 1 3	%
1 1 3	I R M レベル C H 1 4	%
1 1 4	I R M レベル C H 1 5	%
1 1 5	I R M レベル C H 1 6	%
1 1 6	I R M レベル C H 1 7	%
1 1 7	I R M レベル C H 1 8	%

※ 1 伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。

別表 1 2 S P D S 伝送データ項目 (5 / 7)

島根原子力発電所 3 号機

No	常時伝送項目 (※ 1)	工学単位
1	排気筒高レンジモニタ (A)	mSv/h
2	排気筒高レンジモニタ (B)	mSv/h
3	排気筒低レンジモニタ (A)	s ⁻¹
4	排気筒低レンジモニタ (B)	s ⁻¹
5	S G T S 高レンジモニタ (A)	mSv/h
6	S G T S 高レンジモニタ (B)	mSv/h
7	S G T S 低レンジモニタ (A)	s ⁻¹
8	S G T S 低レンジモニタ (B)	s ⁻¹
9	風向 (28. 5 m-U)	16 方位
10	風向 (65 M-D, 10 分間平均風向)	16 方位
11	風速 (28. 5 m-U)	m/s
12	風速 (65 M-D, 10 分間平均風速)	m/s
13	大気安定度 (10 分間平均)	—
14	モニタリングポスト #1 L (10 分間平均)	nGy/h
15	モニタリングポスト #2 L (10 分間平均)	nGy/h
16	モニタリングポスト #3 L (10 分間平均)	nGy/h
17	モニタリングポスト #4 L (10 分間平均)	nGy/h
18	モニタリングポスト #5 L (10 分間平均)	nGy/h
19	モニタリングポスト #6 L (10 分間平均)	nGy/h
20	モニタリングポスト #1 H	nGy/h
21	モニタリングポスト #2 H	nGy/h
22	モニタリングポスト #3 H	nGy/h
23	モニタリングポスト #4 H	nGy/h
24	モニタリングポスト #5 H	nGy/h
25	モニタリングポスト #6 H	nGy/h
26	原子炉圧力	MPa
27	炉水温度	°C
28	H P C F (B) 系統流量	m ³ /h
29	H P C F (C) 系統流量	m ³ /h
30	H P C F ポンプ (B) 起動	DIGITAL
31	H P C F ポンプ (C) 起動	DIGITAL
32	A D S (A) 作動	DIGITAL
33	A D S (B) 作動	DIGITAL
34	R H R (A) 系統流量	m ³ /h
35	R H R (B) 系統流量	m ³ /h
36	R H R (C) 系統流量	m ³ /h
37	R H R ポンプ (A) 起動	DIGITAL
38	R H R ポンプ (B) 起動	DIGITAL
39	R H R ポンプ (C) 起動	DIGITAL
40	原子炉水位 (狭帯域)	mm
41	原子炉水位 (広帯域)	mm
42	原子炉水位 (燃料域)	mm
43	A P R M (平均値)	%
44	全制御棒全挿入	DIGITAL
45	A 系全制御棒全挿入	DIGITAL
46	B 系全制御棒全挿入	DIGITAL
47	ドライウェル圧力 (広帯域)	kPa
48	サプレッションチェンバ圧力 (広帯域)	kPa
49	P C I S 隔離信号内側トリップ	DIGITAL
50	P C I S 隔離信号外側トリップ	DIGITAL

別表 1 2 S P D S 伝送データ項目 (6 / 7)

島根原子力発電所 3 号機

No	常時伝送項目 (※ 1)	工学単位
5 1	主蒸気内側隔離弁 (A) 全閉	DIGITAL
5 2	主蒸気内側隔離弁 (B) 全閉	DIGITAL
5 3	主蒸気内側隔離弁 (C) 全閉	DIGITAL
5 4	主蒸気内側隔離弁 (D) 全閉	DIGITAL
5 5	主蒸気外側隔離弁 (A) 全閉	DIGITAL
5 6	主蒸気外側隔離弁 (B) 全閉	DIGITAL
5 7	主蒸気外側隔離弁 (C) 全閉	DIGITAL
5 8	主蒸気外側隔離弁 (D) 全閉	DIGITAL
5 9	6. 9 kV 3 A 1 母線電圧	kV
6 0	6. 9 kV 3 A 2 母線電圧	kV
6 1	6. 9 kV 3 B 1 母線電圧	kV
6 2	6. 9 kV 3 B 2 母線電圧	kV
6 3	6. 9 kV 3 C 母線電圧	kV
6 4	6. 9 kV 3 D 母線電圧	kV
6 5	6. 9 kV 3 E 母線電圧	kV
6 6	非常用D/G (A) 受電しゃ断器閉	DIGITAL
6 7	非常用D/G (B) 受電しゃ断器閉	DIGITAL
6 8	非常用D/G (C) 受電しゃ断器閉	DIGITAL
6 9	非常用ディーゼル機関 (A) 起動	DIGITAL
7 0	非常用ディーゼル機関 (B) 起動	DIGITAL
7 1	非常用ディーゼル機関 (C) 起動	DIGITAL
7 2	格納容器雰囲気放射線モニタ (A) (D/W)	Sv/h
7 3	格納容器雰囲気放射線モニタ (B) (D/W)	Sv/h
7 4	格納容器雰囲気放射線モニタ (A) (S/C)	Sv/h
7 5	格納容器雰囲気放射線モニタ (B) (S/C)	Sv/h
7 6	ドライウェル温度 (最大値)	°C
7 7	サプレッショングループ水温度 (最大値)	°C
7 8	サプレッショングループ水位	mm
7 9	格納容器内水素濃度 (A)	%
8 0	格納容器内水素濃度 (B)	%
8 1	格納容器内酸素濃度 (A)	%
8 2	格納容器内酸素濃度 (B)	%
8 3	全給水流量	T/h
8 4	R C I C 系統流量	m³/h
8 5	R C I C ポンプ起動	DIGITAL
8 6	逃がし安全弁 (A) 全閉	DIGITAL
8 7	逃がし安全弁 (B) 全閉	DIGITAL
8 8	逃がし安全弁 (C) 全閉	DIGITAL
8 9	逃がし安全弁 (D) 全閉	DIGITAL
9 0	逃がし安全弁 (E) 全閉	DIGITAL
9 1	逃がし安全弁 (F) 全閉	DIGITAL
9 2	逃がし安全弁 (G) 全閉	DIGITAL
9 3	逃がし安全弁 (H) 全閉	DIGITAL
9 4	逃がし安全弁 (K) 全閉	DIGITAL
9 5	逃がし安全弁 (L) 全閉	DIGITAL
9 6	逃がし安全弁 (M) 全閉	DIGITAL
9 7	逃がし安全弁 (N) 全閉	DIGITAL
9 8	逃がし安全弁 (R) 全閉	DIGITAL
9 9	逃がし安全弁 (S) 全閉	DIGITAL
1 0 0	逃がし安全弁 (T) 全閉	DIGITAL

別表 1 2 S P D S 伝送データ項目 (7 / 7)

島根原子力発電所 3 号機

No	常時伝送項目 (※ 1)	工学単位
1 0 1	逃がし安全弁 (U) 全閉	DIGITAL
1 0 2	R H R 格納容器冷却流量調節弁 (B) 全閉	DIGITAL
1 0 3	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁 (B) 全閉	DIGITAL
1 0 4	R H R 格納容器冷却流量調節弁 (C) 全閉	DIGITAL
1 0 5	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁 (C) 全閉	DIGITAL
1 0 6	R H R 格納容器冷却流量調節弁 (B) 全開	DIGITAL
1 0 7	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁 (B) 全開	DIGITAL
1 0 8	R H R 格納容器冷却流量調節弁 (C) 全開	DIGITAL
1 0 9	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁 (C) 全開	DIGITAL
1 1 0	R H R 注入弁 (A) 全閉	DIGITAL
1 1 1	R H R 注入隔離弁 (B) 全閉	DIGITAL
1 1 2	R H R 注入隔離弁 (C) 全閉	DIGITAL
1 1 3	R H R 注入弁 (A) 全開	DIGITAL
1 1 4	R H R 注入隔離弁 (B) 全開	DIGITAL
1 1 5	R H R 注入隔離弁 (C) 全開	DIGITAL
1 1 6	S R N M (A) 対数計数率	s ⁻¹
1 1 7	S R N M (B) 対数計数率	s ⁻¹
1 1 8	S R N M (C) 対数計数率	s ⁻¹
1 1 9	S R N M (D) 対数計数率	s ⁻¹
1 2 0	S R N M (E) 対数計数率	s ⁻¹
1 2 1	S R N M (F) 対数計数率	s ⁻¹
1 2 2	S R N M (G) 対数計数率	s ⁻¹
1 2 3	S R N M (H) 対数計数率	s ⁻¹
1 2 4	S R N M (J) 対数計数率	s ⁻¹
1 2 5	S R N M (L) 対数計数率	s ⁻¹
1 2 6	原子炉モード S W 運転位置	DIGITAL
1 2 7	S R N M (A) 対数%出力	%
1 2 8	S R N M (B) 対数%出力	%
1 2 9	S R N M (C) 対数%出力	%
1 3 0	S R N M (D) 対数%出力	%
1 3 1	S R N M (E) 対数%出力	%
1 3 2	S R N M (F) 対数%出力	%
1 3 3	S R N M (G) 対数%出力	%
1 3 4	S R N M (H) 対数%出力	%
1 3 5	S R N M (J) 対数%出力	%
1 3 6	S R N M (L) 対数%出力	%
1 3 7	S G T S (A) 起動	DIGITAL
1 3 8	S G T S (B) 起動	DIGITAL
1 3 9	主蒸気管放射線モニタ (A)	mSv/h
1 4 0	主蒸気管放射線モニタ (B)	mSv/h
1 4 1	主蒸気管放射線モニタ (C)	mSv/h
1 4 2	主蒸気管放射線モニタ (D)	mSv/h
1 4 3	放水路水放射線モニタ	s ⁻¹
1 4 4	C A M S (A) D / W 測定中	DIGITAL
1 4 5	C A M S (B) D / W 測定中	DIGITAL
1 4 6	C A M S (A) S / C 測定中	DIGITAL
1 4 7	C A M S (B) S / C 測定中	DIGITAL

※ 1 伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。

別表13 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内 容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合
服用対象者	<p>40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・ 造影剤過敏症の既往歴のある者 ・ 低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者 ・ ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。

別表1 4 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」第2条第4項に基づく原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法については以下のとおり。

法人の名称	中電プラント株式会社
主たる事務所の所在地	広島県広島市南区出汐二丁目3番18号
業務の範囲及び実施方法	<p>復旧班の業務のうち、以下の業務を行う。</p> <p>①全交流電源喪失時の電源確保に係る活動 緊急時初動対応における高压発電機車配置場所から現場の非常用電源盤へのケーブル敷設作業の実施。</p> <p>②燃料確保に係る活動 緊急時初動対応における現場の燃料タンクからタンクローリー配置場所までの燃料ホース敷設作業の実施。</p>

法人の名称	中電環境テクノス株式会社
主たる事務所の所在地	広島県広島市中区小町4番33号
業務の範囲及び実施方法	<p>復旧班の業務のうち、以下の業務を行う。</p> <p>①火災発生時の初期消火活動 発電所構内の消火設備又は消防車等による初期消火活動の実施。</p> <p>②全交流電源喪失時の原子炉等への代替注水初期活動 消防車等、大量送水車等を使用した緊急の原子炉内等への注水作業及び復旧班との注水連携活動の実施。</p> <p>③アクセスルート確保に係る初期活動 ホイールローダを用いた発電所構内におけるガレキ等の緊急撤去作業の実施。</p>

法人の名称	株式会社アトックス
主たる事務所の所在地	東京都港区芝四丁目11番3号
業務の範囲及び実施方法	<p>放射線管理班の業務のうち、以下の業務を行う。</p> <p>①中央制御室の出入管理 中央制御室への汚染の持込みを防止するための放管エリアの設営及び身体等の汚染検査の実施。</p> <p>②管理区域の出入管理等 管理区域の出入管理（避難誘導を含む）、身体等の汚染検査及び線量管理等の実施。</p> <p>③資機材等の運搬 放射線管理用資機材等の運搬作業の実施。</p>

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町1－1
業務の範囲及び実施方法	<p>復旧班の業務のうち、美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援組織要員の派遣。・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による、環境情報収集の支援活動の実施。・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルート確保作業の支援活動の実施。・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援活動の実施。

別表15 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材等の貸与		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	1人	配管計装線図	1式	※1 原子力防災要員を1名以上含めること
	原子力防災管理者が指名する者（※1）	7人	機器配置図	1式	
			設備関係資料（必要な資料のみ）	1式	
			業務車	2台	
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放射線管理班	20人	広報車	1台	※2 放射線測定車に搭載
			ガンマ線測定用サーベイメータ	15台	
			中性子線測定用サーベイメータ	1台	
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	11台	
			空間放射線積算線量計	150個	
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個	
			ダスト・ヨウ素サンプラー	15台	
			放射線測定車	2台	
			ダストモニタ（※2）	2台	
			ヨウ素モニタ（※2）	2台	
			移動式モニタリングポスト	6台	
周辺住民の避難に関する事項	支援班	20人	シンチレーション式モニタ（車載）	2台	周辺住民に対する避難・誘導等

別表1 6 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	1人			※ 放射線測定車に搭載
	報道班	1人			
	情報管理班	1人			
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放射線管理班	20人	ガンマ線測定用サーベイメータ	15台	※ 放射線測定車に搭載
			中性子線測定用サーベイメータ	1台	
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	11台	
			空間放射線積算線量計	150個	
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個	
			ダスト・ヨウ素サンプラ	15台	
			放射線測定車	2台	
			ダストモニタ※	2台	
			ヨウ素モニタ※	2台	
			移動式モニタリングポスト	6台	
			シンチレーション式モニタ（車載）	2台	

別表17 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放射線管理班	15人	表面汚染密度測定用サーベイメータ	18台	1. 準備数量については、全て程度とする。 2. 放射線測定車とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。 3. ホールボディカウンタは、配備完了次第適用する。 4. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。 5. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。
			ガンマ線測定用サーベイメータ	2台	
			ダストサンプラー	3台	
			個人用外部被ばく線量測定器	50個	
			高線量対応防護服	10着	
			フィルター付防護マスク	50個	
			汚染防護服	1,500着	
			ゴム手袋	3,000双	
			遮へい材	100枚	
			放射線測定車	1台	
			試料放射能測定装置	1台	
			ホールボディカウンタ	1台	
			可搬型モニタリングポスト	3台	

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員	
情 報 の 整 理 , 関 係 者 と の 連 絡 調 整			名以上
原 子 力 災 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等			名以上
広 報			名以上
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握			名以上
原 子 力 災 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止			名以上
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 , 応 急 の 復 旧			名以上
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去			名以上
医 療 に 関 す る 措 置			名以上
原 子 力 災 害 に 關 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送			名以上
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等			名以上

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1	
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所 検出される数値の把握方法	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者)

所属

電話

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ 測定器
	可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器	サンプラ 測定器
	個人用外部被ばく線量測定器	台
	その他 エリアモニタリング設備	台
	モニタリングカー	台
	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染用具	式
その他資機材	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

敷地境界放射線上昇事象発生通報

年 月 日

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

通報者名連絡先

敷地境界放射線上昇事象の発生について、中国電力（株）原子力事業者防災業務計画の規定に基づき通報します。なお、この通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるものではありません。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
事象の発生箇所	島根原子力発電所第____号機
事象の発生時刻	____年____月____日____時____分（24時間表示）
事象の種類	敷地境界放射線量上昇 モニタリングポストで $0.22 \mu\text{Gy}/\text{h}$ 以上
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他（_____）
発生した事象の概要	<p>原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗）</p> <p>ECCSの作動状況 作動なし、作動有（自動、手動）、作動失敗</p> <p>排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り（____ s^{-1} → ____ s^{-1}）</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し 変化有り（最大値：____ $\mu\text{Gy}/\text{h}$ → ____ $\mu\text{Gy}/\text{h}$, No. ____） その他 _____</p>
その他事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
警戒事態該当事象の 発生箇所	島根原子力発電所第_____号機
警戒事態該当事象の 発生時刻	_____年_____月_____日_____時_____分 (24時間表示)
警戒事態該当事象 の種類	<input type="checkbox"/> A L 1 1 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> A L 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> A L 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> A L 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> A L 2 5 全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> A L 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> A L 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> A L 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> A L 4 2 単一障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/> A L 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> A L 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> A L 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (□地震の発生, □大津波警報の発表, □設計基準を超える外部事象, □その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合, □オンライン総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生)
想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ()
検出された放射線 量の状況, 検出さ れた放射性物質の 状況又は主な施 設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中, 廃止措置中) 発生後 (状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗) E C C S の作動状態 作動なし, 作動あり (自動, 手動), 作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中, 変化無し, 変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中, 変化無し, 変化有り (最大値: _____ μGy/h → _____ μGy/h, No. _____) その他
その他警戒事態該 当事象の把握に参考と なる情報	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注1)	島根原子力発電所第_____号機
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注1)	_____年_____月_____日_____時_____分 (24時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概 要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報（原子炉施設）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

第 10 条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1	
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第 号機	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準
	<ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * <input type="checkbox"/> SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> SE23 残留熱除去機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE25 全交流電源の30分以上喪失 <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 * <input type="checkbox"/> SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉) <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/> SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 * <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * <input type="checkbox"/> GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 * <input type="checkbox"/> GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * <input type="checkbox"/> GE22 原子炉注水機能の喪失 * <input type="checkbox"/> GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * <input type="checkbox"/> GE25 全交流電源の1時間以上喪失 * <input type="checkbox"/> GE27 全直流電源の5分以上喪失 * <input type="checkbox"/> GE28 炉心損傷の検出 * <input type="checkbox"/> GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * <input type="checkbox"/> GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * <input type="checkbox"/> GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉) * <input type="checkbox"/> GE41 格納容器圧力の異常上昇 * <input type="checkbox"/> GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性 * <input type="checkbox"/> GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 * <input type="checkbox"/> GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状態 作動なし、作動あり(自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り($\text{_____ s}^{-1} \rightarrow \text{_____ s}^{-1}$) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、 変化有り(最大値: $\text{_____ } \mu\text{Gy/h} \rightarrow \text{_____ } \mu\text{Gy/h}$, No. _____) その他	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣
_____都道府県知事、_____市町村長 殿

第10条通報

通報者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>* <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、 その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
	その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

第25条報告

報告者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
特定事象の発生箇所 (注1)	島根原子力発電所第_____号機
特定事象の発生時刻 (注1)	_____年_____月_____日_____時_____分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
※添付の 有・無	
その他の事項の対応 (注3)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

【応急措置の概要 (島根原子力発電所第_____号機状況)】

1. プラントの状況 (確認時刻: 年 月 日 時 分)

原子炉出力(APRM)	%	外部電源受電	有・無
原子炉圧力	MPa (gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要
原子炉水位(N・W・F)	cm	原子炉圧力容器注水	有・無・不要
原子炉水温度	°C	原子炉格納容器注水	有・無・不要
格納容器圧力	kPa (gage, abs)	主蒸気隔離弁	開・閉
サプレッションプール 水温 (平均)	°C	サプレッションプール 水位	cm
格納容器内水素濃度 (トライ値)	Vol%		
炉心損傷		有・無	
格納容器最高使用圧力		未満・以上	2倍以上

2. 放射性物質放出見通し (評価時刻: 年 月 日 時 分)

放出開始予測時刻	月 日 時 分頃
特記事項	

3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載) (評価時刻: 年 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ(地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量
希ガス	Bq/h		Bq
ヨウ素	Bq/h		Bq
その他(核種:)	Bq/h		Bq

4. モニタ・気象情報 (確認時刻: 年 月 日 時 分)

排気筒モニタ	排気筒モニタ	s^{-1}	非常用ガス処理 系排ガスモニタ (2号機)	s^{-1}			
	T/B 排気筒モニタ (1号機)	s^{-1}					
モニタリン グポスト	名 称	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6
		$\mu Gy/h$					
気象情報		天候			風向		
		風速	m/s	大気安定度			

5. その他

--

応急措置の概要 (事業所外運搬)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣

都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
特定事象の発生箇所 (注1)	
特定事象の発生時刻 (注1)	_____年_____月_____日_____時_____分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
※添付の 有・無	
その他の事項の対応 (注3)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

【応急措置の概要（輸送容器状況）】

1. 輸送容器の状況

(確認時刻： 年 月 日 時 分)

事象発生時の 状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況

(確認時刻： 年 月 日 時 分)

放射線量	距離・場所							
	nSv/h μSv/h							

3. 放射性物質放出状況等(放出、漏えい有りの場合に記載)(確認時刻： 年 月 日 時 分)

放出状況	放出、漏えい 開始時刻		放出、漏えい 停止時刻	
	放出、漏えい 箇所			

4. その他

--

参考 原災法及び原子力災害対策指針に基づく E A L 基準の整理表

E A L 区分		警戒事態に該当する事象 (A L)		施設敷地緊急事態に該当する事象 (S E) (原災法第10条第1項に基づく特定事象)		全面緊急事態に該当する事象 (G E) (原災法第15条第1項に該当する緊急事態事象)		適用する指針		
		略 称		略 称		略 称		1.	5.	9.
放射線量・放射性物質放出	0 1	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	○	○	
	0 2	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	○	○	
	0 3	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	○	○	
	0 4	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○	○	○	
	0 5	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○	○	○	
	0 6	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○	○	○	
止める	1 1	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能	○			
冷やす	2 1	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	○		
	2 2	AL22	原子炉給水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失	○		
	2 3	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	○		
	2 5	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失	○		
	2 7	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失	○			
	2 8	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	○			
	2 9	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	○		
	3 0	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○		
閉じ込める	3 1	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉)	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)	○		
	4 1	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	○			
	4 2	AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性	○		
	4 3	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	—	—	○			
その他脅威	5 1	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	○		
	5 2	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—	○		
	5 3	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—	○		
	5 5	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○	○	○	
	原子的な施設への影響	地震の発生	—	—	—	—	○	○	○	
		大津波警報の発表	—	—	—	—	○	○	○	
		オンライン総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生	—	—	—	—	○	○	○	
事業搬所外	6 1	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇				
		—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい				

(注1) 略語名称は以下のとおり。

E A L (Emergency Action Level) …緊急時活動レベル

A L (Alert) …警戒事態

S E (Site Area Emergency) …施設敷地緊急事態

G E (General Emergency) …全面緊急事態

(注2) 略語にXを付与した事業所外運搬の項目はE A Lの対象外。

(注3) 適用する原子力災害対策指針の枠組みについては以下のとおり。

1. 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

5. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

9. 原子炉の運転等のための施設(1. から8. に掲げる原子炉を除く。)

(注4) : 電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す。